

富山県障害者計画（第 5 次）
（素案 修正版）

令和 5 年 12 月
富 山 県

目 次

第1編 計画の基本的な考え方	1
第1章 計画策定の趣旨.....	1
1 計画の趣旨.....	1
2 計画の性格・位置付け.....	1
3 計画の期間.....	1
第2章 計画策定の背景.....	4
1 障害者の現状.....	4
2 障害のある人を取り巻く現状と課題.....	12
第3章 基本的な考え方.....	14
1 基本理念.....	14
2 障害者の概念.....	14
3 基本的視点.....	14
4 施策の体系.....	15
第2編 計画の内容	16
I とやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備.....	16
1 障害及び障害のある人に対する理解の促進.....	16
(1) 啓発・広報活動の推進.....	16
(2) 福祉教育の推進.....	17
(3) 地域における交流の促進と県民の参加.....	17
(4) ボランティア活動の推進.....	18
2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止.....	19
(1) 障害を理由とする差別の解消の推進.....	19
(2) 権利擁護の推進及び虐待の防止.....	20
3 コミュニケーション支援体制の確立.....	21
(1) 情報のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進.....	21
(2) 情報アクセシビリティの向上.....	21
(3) 意思疎通支援の充実.....	22
4 住みよい生活環境の整備.....	24
(1) 暮らしやすい住まいの整備.....	24
(2) 人にやさしいまちづくりの整備.....	24
(3) 利用しやすい交通、移動手段の整備.....	25
(4) ユニバーサルデザインの普及.....	26

5	安心して暮らせるまちづくりの推進	27
(1)	交通安全対策の充実	27
(2)	防災対策の推進	27
(3)	防犯対策の推進	28
(4)	感染症対策の推進	28
(5)	消費者トラブルの防止	28
II	質の高い保健・医療体制の充実	30
1	保健・医療施策の充実	30
(1)	障害の原因となる疾病の予防・早期発見	30
(2)	保健・医療体制の充実	31
(3)	リハビリテーション提供体制の充実	32
(4)	精神保健・医療施策の推進	33
(5)	保健・医療を支える人材の育成・確保	35
III	個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実	36
1	相談支援体制の整備	36
(1)	自己決定の尊重及び意思決定の支援	36
(2)	地域における相談支援体制の充実	36
(3)	専門的な相談支援体制の充実	37
2	地域生活を支援する障害福祉サービスの充実	39
(1)	在宅サービス等の充実	39
(2)	障害特性等への対応	42
3	障害者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用	44
(1)	施設整備の基本的な考え方	44
(2)	施設機能の充実と地域生活支援への活用	44
4	質の高い障害福祉サービスの提供	46
(1)	障害福祉サービスの質の向上	46
(2)	障害福祉人材の育成・確保	47
IV	個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実	49
1	障害のある子どもの教育・育成の充実	49
(1)	インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進	49
(2)	一貫した教育相談体制の充実と生涯学習の推進	50
(3)	地域療育体制の整備	51
2	雇用・就労の促進	53

(1) 障害者の雇用促進、就労支援	53
(2) 一般就労が困難な障害者に対する支援の充実	55
3 社会参加活動の推進	56
(1) スポーツ活動の振興	56
(2) 文化芸術活動等の振興	57
(3) 社会参加促進事業の推進	57
第3編 計画の推進体制	58
1 障害保健福祉圏域	58
2 施策の推進体制	58
(1) 県民の役割	59
(2) 事業者、各種団体の役割	59
(3) 行政の役割	59
3 計画の進行管理	59
(別表) 計画に関する数値目標	(未)

第1編 計画策定の基本的な考え方

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の趣旨

- 現行の障害者計画（H31～R5）においては、基本理念である「地域の資源を活かしながら、住民相互が包括的に支え合うことにより、年齢や障害の有無等にかかわらず、住み慣れた地域で安心して生活できる「とやま型地域共生社会」の構築」を目指し、各種施策に取り組んできたところである。
- 県内の障害者の総数（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者の総数）は横ばい（微減）の状況にあり、各障害別にみると4頁以降に記載のとおりとなっている。また難病や発達障害など障害が多様化している。
- 国においては、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法などが施行されたほか、医療的ケア児等の支援が拡充するなど様々な障害者施策の見直しがなされている。
- こうしたことから、現行計画における成果と課題、障害者の状況、国の障害者施策に加え、平成30年3月に策定された新総合計画「元気とやま創造計画」、「富山県民福祉基本計画（第3次改定版）」なども踏まえ、本県における障害者施策の一層の推進を図るため、令和6年度からの新しい計画を策定する。

<参考>障害者施策の動向（前計画策定時以降の主な法律の制定や改正等の状況）

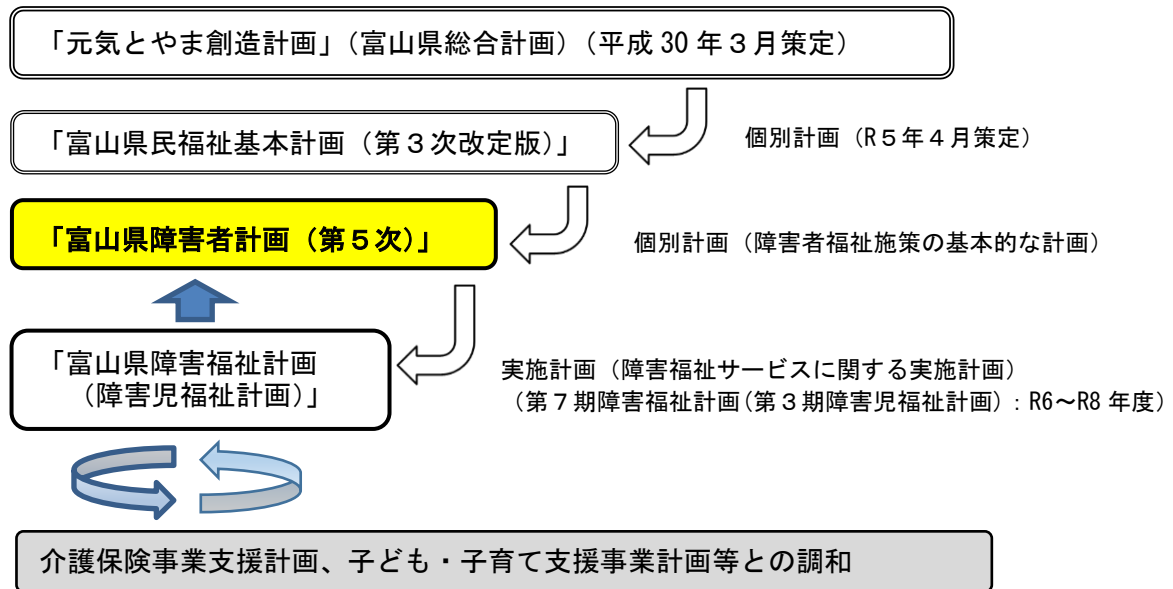
平成30年6月 (2018年)	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(障害者文化芸術活動推進法)の公布、施行 ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進 ・ 地方公共団体に「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」策定の努力義務
令和元年6月 (2019年)	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)の公布、施行 ・ 視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進 ・ 地方公共団体に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」策定の努力義務
令和3年3月 (2021年)	富山県第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）の策定
令和3年6月 (2021年)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」の公布（令和6年4月施行） ・ 民間事業者による合理的配慮の提供が努力義務から義務に改正（本県の条例は制定当初から義務）
	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の公布（同年9月施行） ・ 国、地方公共団体、保育所設置者、学校の設置者等の責務の明確化 ・ 医療的ケア児支援センター等の設置
令和4年5月 (2022年)	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の公布、施行 ・ 生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得可能とすること

	・ 障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得可能とすること等
令和5年3月 (2023年)	「障害者基本計画（第5次）」の策定
	富山県民福祉基本計画（第3次改定版）の策定

2 計画の性格・位置付け

- (1) 障害者基本法 11 条に基づく富山県の障害者計画として、本県の障害者施策の基本的方向や達成すべきサービスの目標等を示した総合的な計画です。
- (2) 市町村が障害者施策を推進するうえで、その基本的方向を示した計画です。
- (3) 障害のある人を含む県民、事業者、福祉団体等の協働指針となる計画です。
- (4) 「富山県総合計画（元気とやま創造計画）」（平成30年3月策定）、富山県民福祉条例に基づいて制定された「富山県民福祉基本計画（第3次改定版）」（令和5年4月改定）の個別計画となるものです。
- (5) 障害者文化芸術活動推進法第8条に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」及び読書バリアフリー法第8条に基づく「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」としての性格を併せ持ちます。
- (6) 2015年に国際連合で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、2030年を目標年とし、「誰一人取り残さない」を理念とする「世界共通の目標」であり、本計画はこの理念を踏まえ取組を推進します。

〈計画の位置付け〉



3 計画の期間

この計画の期間は、障害者施策の基本的な計画である障害者計画と障害福祉サービスに関する実施計画である障害（障害児）福祉計画（3年間）との計画期間の整合性を図り、目標設定時期等でより分かりやすく、実効性のある計画とするため、令和6年度から令和11年度までの6年間とし、数値目標については、令和11年度の目標値を設定します。

なお、制度改正等社会状況の変化がある場合は、必要に応じて計画の内容の見直しを行います。

(年度)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
障害者基本法に基づく 障害者基本計画	富山県障害者計画(新とやま障害者自立共生プラン) (H16年度～H25年度)										富山県障害者計画 (第3次) (H26年度～H30年度)				富山県障害者計画 (第4次) (2019年度～2023年度)			富山県障害者計画(第5次) (2024年度～2029年度)								
障害者総合支援法に基づく 障害福祉サービス等の計画			富山県第1期 障害福祉計画	富山県第2期 障害福祉計画	富山県第3期 障害福祉計画	富山県第4期 障害福祉計画	富山県第5期 障害福祉計画	富山県第6期 障害福祉計画	富山県第7期 障害福祉計画																	
児童福祉法に基づく 障害児通所支援等の計画																第1期 障害児福祉計画	第2期 障害児福祉計画	第3期 障害児福祉計画								

第2章 計画策定の背景

1 障害者の現状

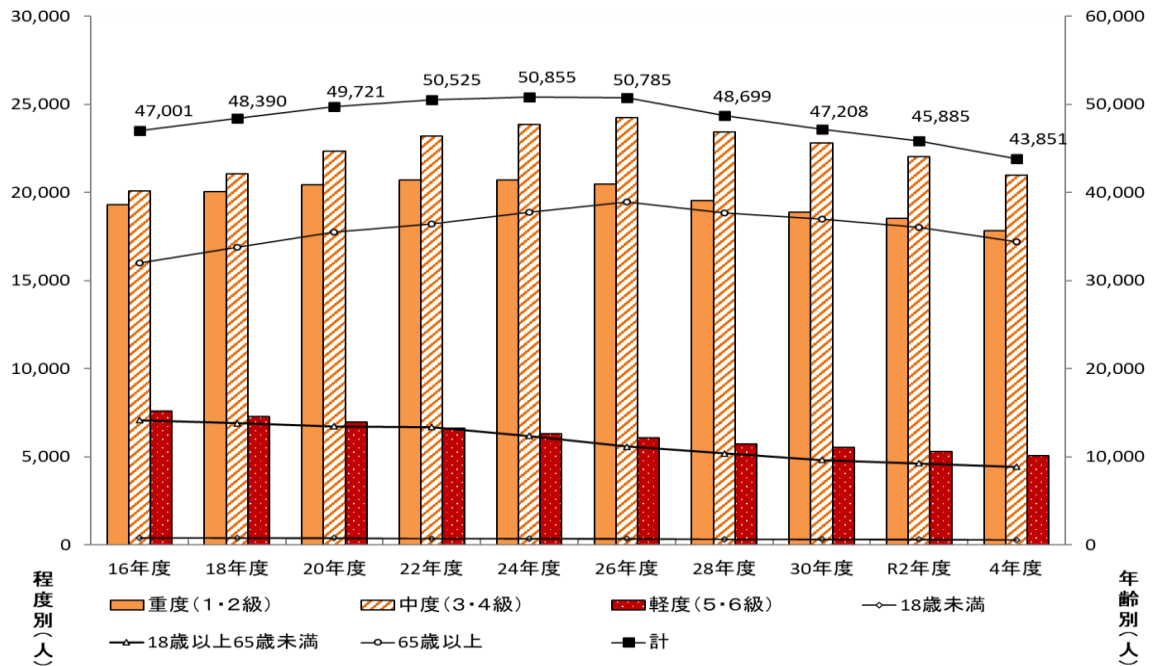
(1) 身体障害者

身体障害者手帳を所持している人は、令和5年3月31日現在、43,851人となっており、平成16年度から増加の一途をたどり平成25年度にピークを迎えましたが、平成26年度から減少に転じています。

障害の程度別では、重度、中度、軽度の人の占める割合がそれぞれ平成16年度の41.1%、42.8%、16.1%に対し、令和4年度には40.6%、47.9%、11.5%となっており、障害の重度化の傾向がみられます。

また、年齢階層別では、65歳以上の人の占める割合が平成16年度の68.2%に対し、令和4年度には78.4%となっており、平成16年度からの18年間で2,359人増加と高齢化が進んでいます。

身体障害者手帳所持者数の推移



身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	H16年度	18年度	20年度	22年度	24年度	26年度	28年度	30年度	R2年度	4年度
程 度 別										
重度(1・2級)	19,318	20,041	20,419	20,704	20,691	20,458	19,532	18,874	18,539	17,816
中度(3・4級)	20,102	21,060	22,326	23,210	23,861	24,234	23,431	22,817	22,038	20,977
軽度(5・6級)	7,581	7,289	6,976	6,611	6,303	6,093	5,736	5,517	5,308	5,058
年 齢 別										
18歳未満	800	764	752	745	716	695	647	606	605	584
18歳～65歳	14,170	13,812	13,451	13,365	12,377	11,175	10,368	9,641	9,238	8,877
65歳以上	32,031	33,814	35,518	36,415	37,762	38,915	37,684	36,961	36,042	34,390
計	47,001	48,390	49,721	50,525	50,855	50,785	48,699	47,208	45,885	43,851

(各年度3月31日現在)

障害別・等級別の状況

(単位:人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	815	767	152	171	333	180	2,418
聴覚障害	219	835	503	910	10	1,748	4,225
平衡機能障害	2	4	29	0	19	0	54
音声・言語・そしゃく機能障害	11	15	199	226	0	0	451
肢体不自由	3,697	4,196	4,071	5,794	1,748	1,020	20,526
内部障害	6,958	297	5,086	3,836	0	0	16,177
計	11,702	6,114	10,040	10,937	2,110	2,948	43,851

(令和5年3月31日現在)

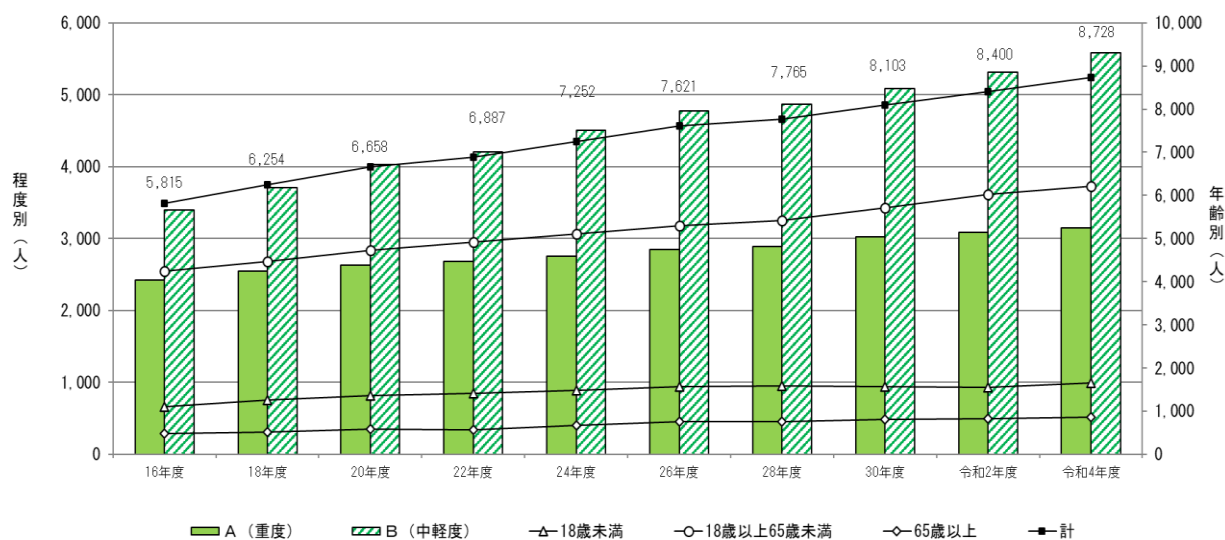
(2) 知的障害者

療育手帳を所持している人は、令和5年3月31日現在、8,728人となっており、平成16年度からの18年間で2,913人(50.0%)増加しています。

障害の程度別では、重度、中軽度の人のおける割合がそれぞれ平成16年度の41.7%、58.3%に対し、令和4年度は36.1%、63.9%となっており、近年では中軽度の増え方が大きくなっています。

また、年齢階層別では、65歳以上の人のおける割合は9.9%となっており、平成16年度の8.2%から増加しているものの、身体障害者と比較すると、その割合は大きくありません。

療育手帳所持者数の推移



療育手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	H16年度	18年度	20年度	22年度	24年度	26年度	28年度	30年度	R2年度	4年度
程度別										
A(重度)	2,423	2,550	2,625	2,680	2,749	2,847	2,892	3,022	3,082	3,148
B(中軽度)	3,392	3,704	4,033	4,207	4,503	4,774	4,873	5,081	5,318	5,580
年齢別										
18歳未満	1,095	1,258	1,359	1,405	1,478	1,569	1,577	1,573	1,548	1,651
18歳～65歳	4,244	4,476	4,720	4,912	5,111	5,292	5,424	5,717	6,022	6,216
65歳以上	476	520	579	570	663	760	764	813	830	861
計	5,815	6,254	6,658	6,887	7,252	7,621	7,765	8,103	8,400	8,728

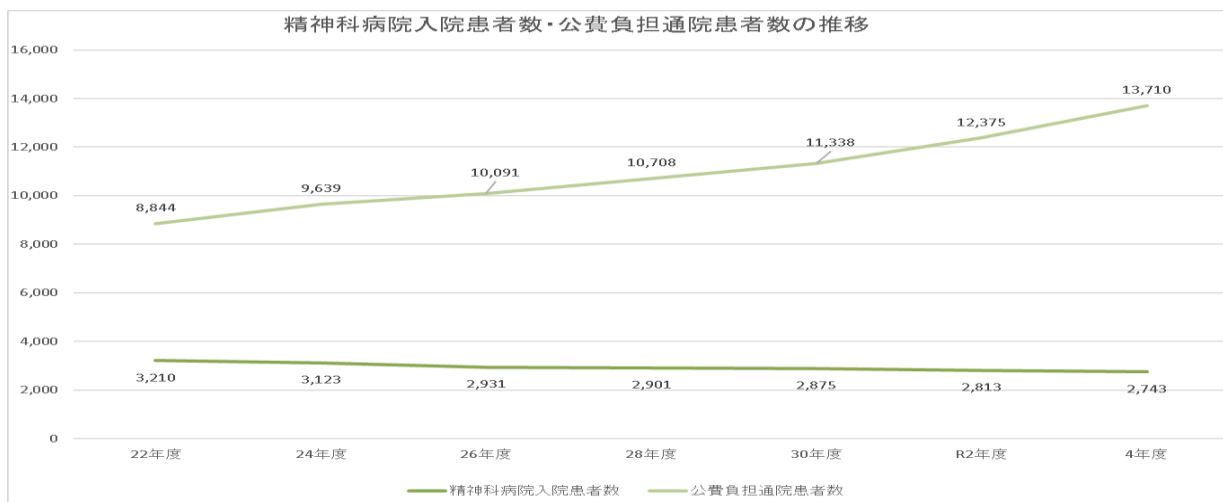
(各年度3月31日現在)

(3) 精神障害者

精神障害者については、医療機関の利用状況からみると、令和4年6月30日現在、入院患者数が2,743人、医療費を公費で負担している通院患者数が13,710人となっています。

入院患者数は、平成22年度の3,210人から令和4年度の2,743人と減少しているのに対し、公費負担通院患者数は平成22年度の8,844人から令和4年度の13,710人と大きく増加しています。

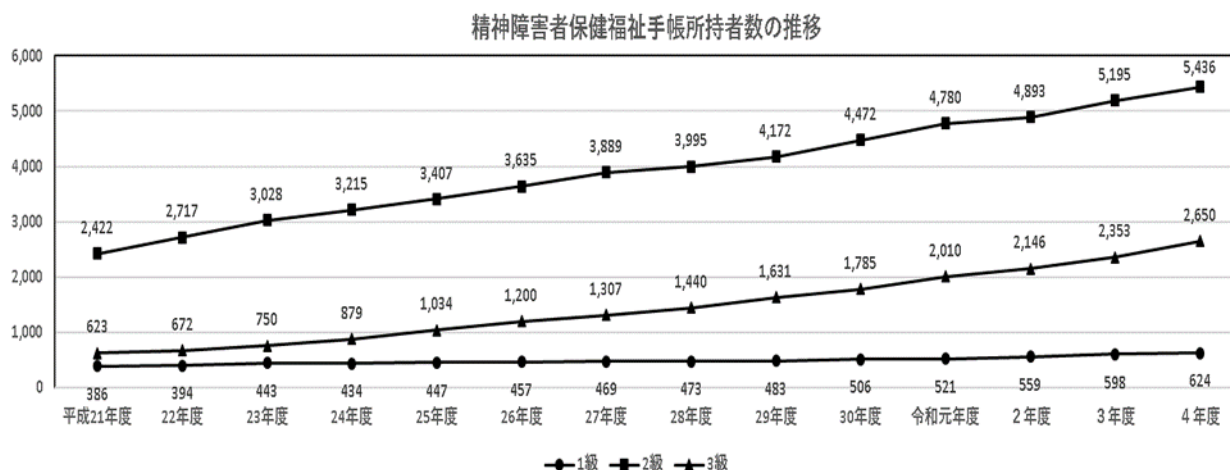
また、精神障害者保健福祉手帳を所持している人は、令和5年3月31日現在、8,710人となっており、平成21年度の3,431人から約2.5倍増加しています。



精神科病院入院患者数・公費負担通院患者数の推移 (単位:人)

区分	H22年度	24年度	26年度	28年度	30年度	R2年度	4年度
精神科病院入院患者数	3,210	3,123	2,931	2,901	2,875	2,813	2,743
公費負担通院患者数	8,844	9,639	10,091	10,708	11,338	12,375	13,710

(各年度6月30日現在)



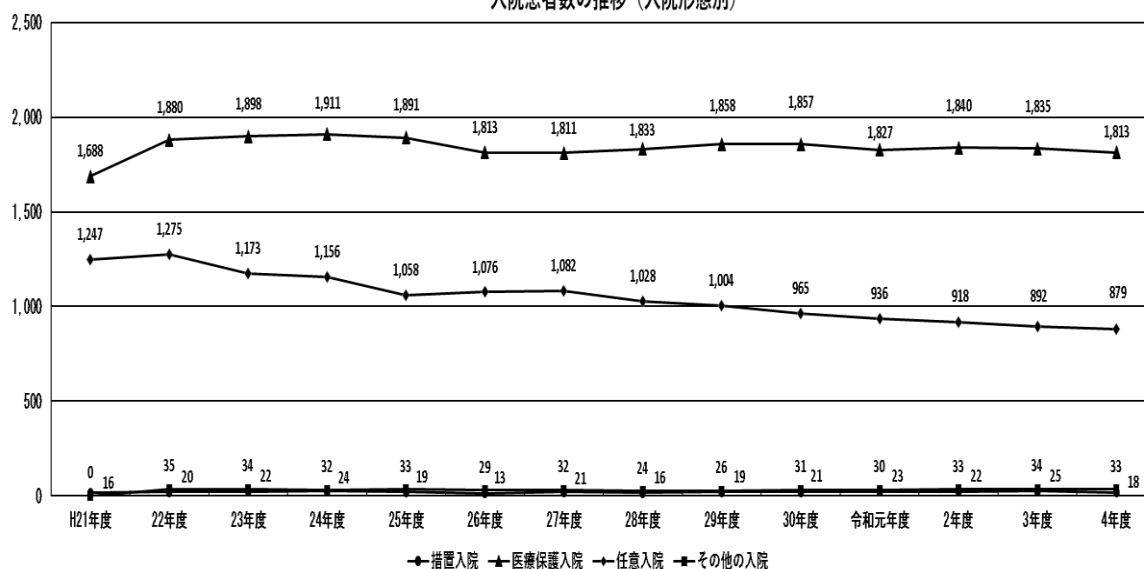
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	386	394	443	434	447	457	469	473	483	506	521	559	598	624
2級	2,422	2,717	3,028	3,215	3,407	3,635	3,889	3,995	4,172	4,472	4,780	4,893	5,195	5,436
3級	623	672	750	879	1,034	1,200	1,307	1,440	1,631	1,785	2,010	2,146	2,353	2,650
計	3,431	3,783	4,221	4,528	4,888	5,292	5,665	5,908	6,286	6,763	7,311	7,598	8,146	8,710

(各年度3月31日現在)

入院患者数の推移 (入院形態別)



入院患者数の推移 (入院形態別)

(単位:人)

形態	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
措置入院	16	20	22	24	19	13	21	16	19	21	23	22	25	18
医療保護入院	1,688	1,880	1,898	1,911	1,891	1,813	1,811	1,833	1,858	1,857	1,827	1,840	1,835	1,813
任意入院	1,247	1,275	1,173	1,156	1,058	1,076	1,082	1,028	1,004	965	936	918	892	879
その他の入院	0	35	34	32	33	29	32	24	26	31	30	33	34	33
計	2,951	3,210	3,127	3,123	3,001	2,931	2,946	2,901	2,907	2,875	2,816	2,813	2,786	2,743

出典:厚生労働省「精神保健福祉資料」

(各年度6月30日現在)

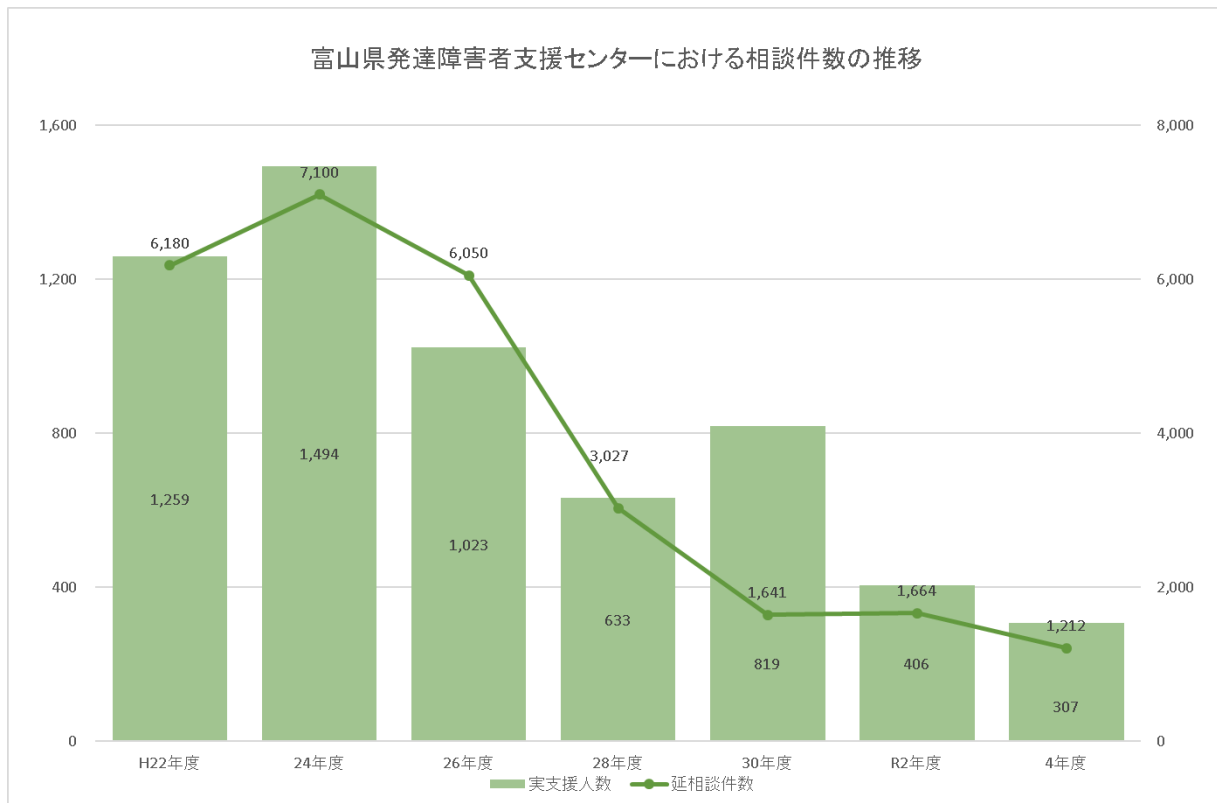
※「措置入院」には、緊急措置入院を含む。「その他の入院」には、応急入院、鑑定入院、医療観察法による入院を含む。

(4) 発達障害

発達障害児(者)数については、知的障害や精神障害の手帳を所持している人もいますが、発達障害であることに着目して手帳の対象となっているわけではないため、その正確な人数は把握できていません。

文部科学省が令和4年に報告した調査結果(「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」)によると、全国の小中学校の通常学級に在籍する児童生徒のうち、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の割合は、8.8%とされています。

また、本県では、発達障害者支援センターを設置し、平成28年度からは特に、発達障害がある方が身近な地域に必要な支援が受けられる体制(ネットワーク)整備を強化しています。発達障害者支援センターの令和4年度の実支援人数は307人、延相談件数は1,212件となっています。



富山県発達障害者支援センターにおける相談件数の推移

事業内容	H22年度		24年度		26年度		28年度		30年度		R2年度		R4年度	
	実支援人数	延相談件数	実支援人数	延相談件数	実支援人数	延相談件数	実支援人数	延相談件数	実支援人数	延相談件数	実支援人数	延相談件数	実支援人数	延相談件数
就労支援	45	425	48	1,016	72	306	55	228	49	179	93	733	77	512
相談支援	1,049	5,500	1,246	5,860										
発達支援	165	255	200	224	951	5,744	578	2,799	770	1,462	313	931	230	700
計	1,259	6,180	1,494	7,100	1,023	6,050	633	3,027	819	1,641	406	1,664	307	1,212

(各年度3月31日現在)

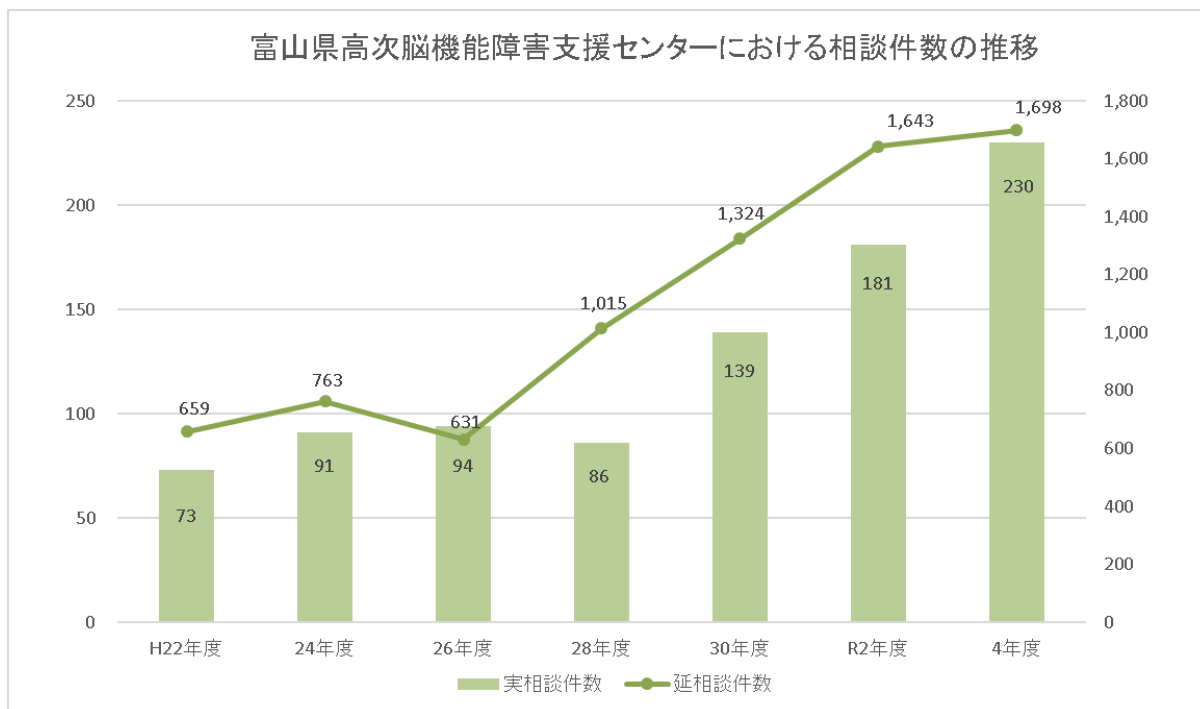
※H25年度より厚生労働省への実施状況報告の内容等が変更されたことから、「①相談支援・発達支援」「②相談支援・就労支援」(就労支援に重点を置いた支援が行われたケース)の2区分により集計している。

※H25年度以降、同センターは「直接支援」(本人や家族への直接支援)ではなく「間接支援」(地域の支援機関等への支援)をより重視する方針に転換しており、結果として、実支援人数、延相談件数のいずれも減少に転じている。

(5) 高次脳機能障害

高次脳機能障害は、交通事故や病気等で脳に障害を受けたことが原因で、注意力や記憶が低下したり、感情のコントロールが難しくなるなどの症状が現れる障害ですが、症状の内容や程度も多様であることから、正確な障害者数の把握はできていません。

本県では、障害当事者やその家族に対する専門的な支援等を目的として、富山県高次脳機能障害支援センターを設置しています。令和4年度の実相談件数は230件であり、延相談件数は1,698件となっています。



富山県高次脳機能障害支援センターにおける相談件数の推移

	H22年度	24年度	26年度	28年度	30年度	R2年度	4年度
実相談件数	73	91	94	86	139	181	230
延相談件数	659	763	631	1,015	1,324	1,643	1,698

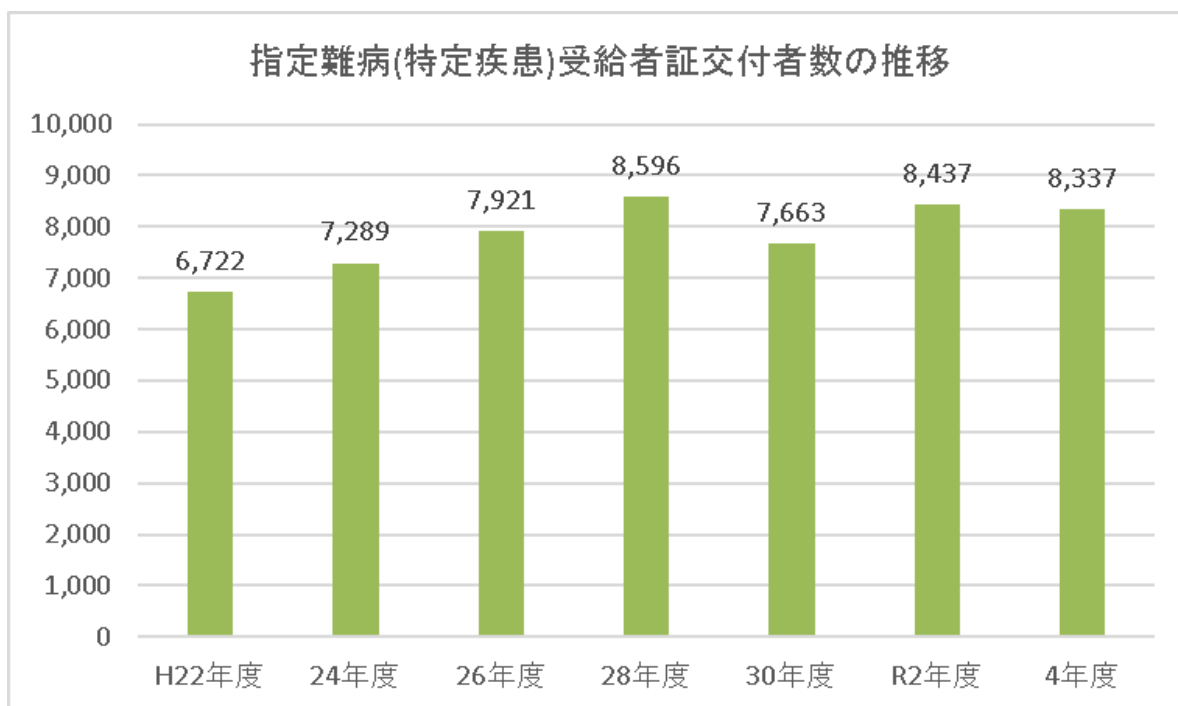
(各年度3月31日現在)

(6) 難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなる、いわゆる難病のうち、患者の置かれている状況からみて、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いもので、患者数が一定数を超えず、かつ客観的な診断基準が確立しているものを指定難病として定め、その患者に対し、特定医療費(指定難病)受給者証を交付して、医療費の公費助成を行っています。交付件数は、令和4年度末の時点で8,337件となっています。

平成27年1月より「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、助成対象となる疾患(指定難病)の数が56から110に拡大されたのを皮切りに、その後も追加が続き、令和3年11月からはさらに5疾患が追加され、338疾患となっています。

また、平成25年4月より障害者総合支援法のサービスの対象に難病等が加わり、令和5年3月現在、366疾患が対象となっています。



2 障害のある人を取り巻く現状と課題

社会情勢の変化や障害者施策に関する制度改正などにより、障害のある人を取り巻く環境も大きく変化しています。こうした中、障害者施策を進める上で主な課題として、次の6項目が挙げられます。

(1) 障害及び障害のある人に対する理解の一層の促進

障害及び障害のある人に対する県民の理解は、徐々に広がっていますが、日常生活又は社会生活において依然として障害のある人に対する差別があると感じている人が多い状況にあります。また、「障害者基本法」や「障害者差別解消法」、「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現や差別の解消等に適切に取り組んでいく必要があります。

こうしたことを踏まえ、県民に障害及び障害のある人に対する正しい理解が広く浸透するよう、取組を引き続き強化していく必要があります。

(2) 多様な障害に対する適切な対応

発達障害、高次脳機能障害、難病などは、その特性等が多様であり、県民の理解も進んでいません。また、障害を「社会モデル」の点から捉えることから、障害に関する正しい知識を普及するとともに、障害の特性を踏まえた専門的な相談・支援体制の充実を図っていく必要があります。

(3) 障害のある人の高齢化や障害の重度化・重複化への適切な対応

障害のある人が増加する一方で、人口の高齢化に合わせ障害のある人の高齢化も進んでいます。また、障害の重度化及び重複化、医療的ケアの必要性も増加しています。さらに、障害のある人を介護している家族の高齢化や「親亡き後」の問題も指摘されています。こうした多様化する障害のある人のニーズに適切に対応していく必要があります。

(4) 障害のある人の地域生活を支援するサービス等の一層の充実

住み慣れた地域で自立して生活し、又は地域生活に移行して、社会経済活動や文化、スポーツ活動などに主体的に参加したいという障害のある人の意識は、高まってきています。障害のある人が地域で安心して生活できるよう、身近な地域での相談支援体制、コミュニケーション支援、住まいの場、ホームヘルプサービス、日中活動サービス等のサービス提供基盤の充実や安全なまちづくりの整備が求められています。

また、障害のある人の地域生活を支援するボランティアの養成やボランティア活動の支援体制の強化を図っていく必要があります。

さらには、障害のある子ども及びその家族のライフステージに沿って、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援などの関係者が連携し、きめ細かな支援を行うことが求められています。

(5) 障害のある人の雇用・就労支援や工賃向上支援の充実強化

障害のある人の就労を通じた社会参加を実現し、障害のある人が地域社会で、自立していきいきと暮らせるよう、障害者雇用対策に取り組んでいく必要があります。

また、障害のある人の就労支援の充実と活性化を図るため、雇用、福祉、教育及び医療の一層の連携強化を図ることが求められています。

さらには、障害者就労支援事業所における工賃向上に向けた実効性のある支援を行っていく必要があります。

(6) 障害のある人の防災、感染症、防犯対策の推進

障害のある人など避難行動要支援者は、大規模災害が発生すると被害を受けやすいことや、避難所及び福祉避難所における支援が必要なことから、大規模災害に備えて障害のある人の防災体制を整備しておくことが重要です。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応について、コロナ禍での経験を踏まえ、感染症拡大時においても障害福祉サービスの継続が図られるよう、平時から感染対策マニュアル等の整備を行うことが必要です。

さらに、障害のある人は、防犯に関する通常のニーズを満たすのに特別の困難を有しており、また、犯罪や事故に遭う危険性が高く、不安感も強いことから、障害のある人の気持ちに配慮した施策の推進が必要です。

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

地域の資源を活かしながら、住民相互が包括的に支え合うことにより、年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが安心・幸せを感じる”ウェルビーイング”を目指す「とやま型地域共生社会」の実現を目指します。

2 障害者の概念

障害者基本法の規定に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。」とします。

3 基本的視点

諸施策を展開するに当たり、次の5つを各分野共通の視点とします。

(1) 障害者本人の自己決定を尊重します

- ・すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合い、その能力を發揮しながら、地域の中で共に安心して暮らすことのできる「共生社会」を実現するため、障害のある人等の自己決定を尊重します。

(2) 障害者等の自立を支援し、社会参加を促進します

- ・障害のある人等に対しコミュニケーション手段の選択の機会の拡大等に配慮するとともに、その意思決定の支援に配慮します。
- ・地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができるよう支援します。

(3) 障害者本位の総合的で切れ目のない横断的な支援を展開します

- ・障害のある人等が各ライフステージを通じて適切な支援が受けられるよう、多様なサービスの提供体制の充実を図ります。
- ・福祉、保健、医療、教育、雇用等の各分野の有機的な連携の下、総合的かつ横断的な切れ目のない支援を行います。
- ・障害保健福祉圏域間のサービスの均てん化やサービス水準の平準化を推進します。
- ・障害のある人のヤングケアラーを含む家族や介助者など関係者への支援も重要であることに留意します。

(4) 障害の特性に応じたきめ細かな支援を実施します

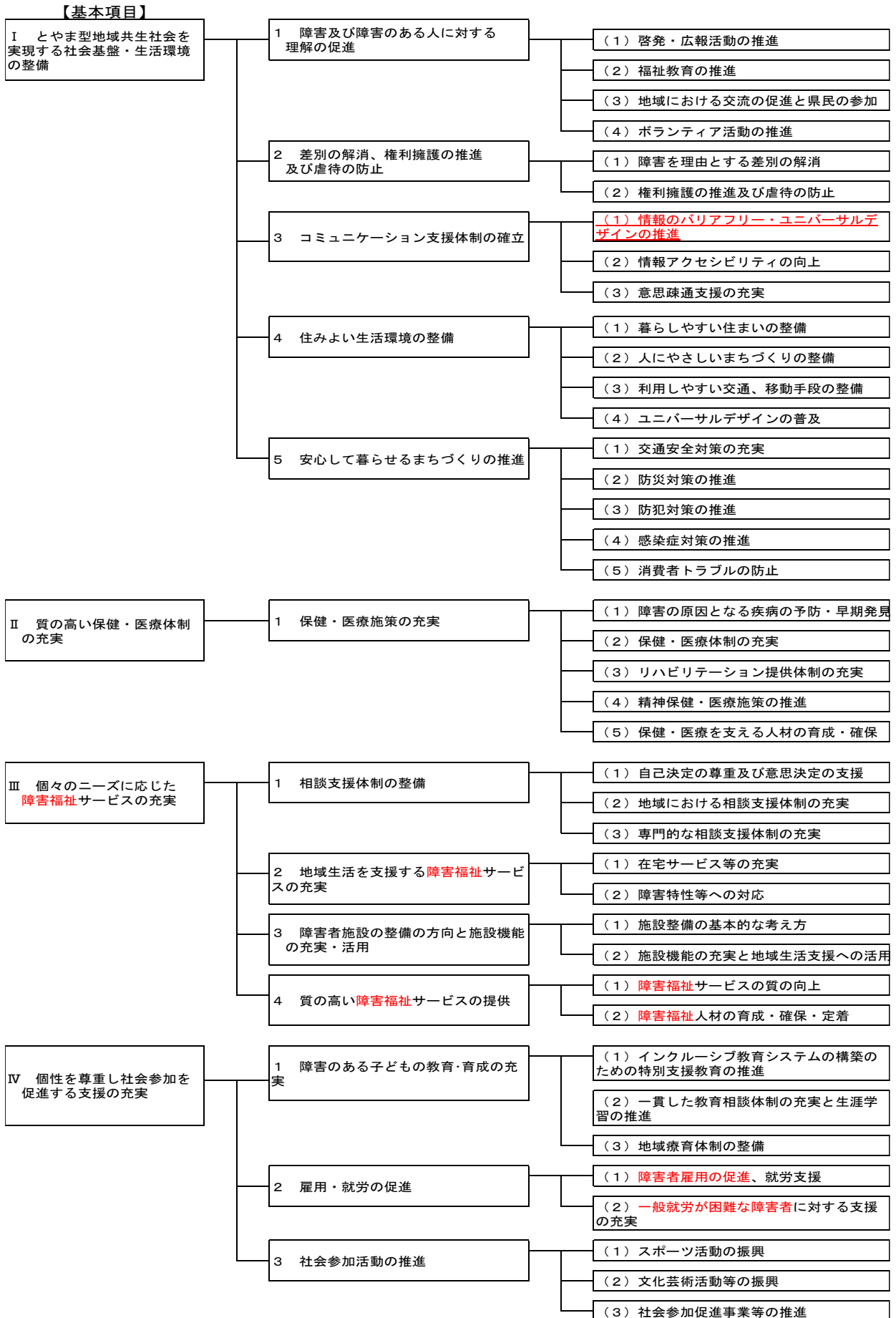
- ・個々の障害のある人等のニーズを的確に把握し、障害の特性に応じた適切な施策を推進します。
- ・障害の特性やライフステージに応じたきめ細やかな支援を行う必要があることに留意します。

(5) ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化を推進します

- ・物理的な障壁、社会的、制度的、心理的な障壁を除去し、誰もが安全に安心して生活できる環境を整備するため、ハード・ソフトの両面から「ユニバーサルデザイン」や「バリアフリー」を推進します。

4 施策の体系

4つの項目を基本として、施策を展開します。



第2編 計画の内容

I とやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備

県民が相互に人格と個性を尊重し、年齢や障害の有無等にかかわらず、住み慣れた地域で安心して生活できる「とやま型地域共生社会」を実現するため、障害や障害のある人に対する理解や心のバリアフリーの促進、障害のある人が地域で安全に安心して暮らしていくことができる社会基盤や生活環境の整備に取り組みます。

1 障害及び障害のある人に対する理解の促進

基本理念に掲げる「とやま型地域共生社会」の実現を図るには、「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害や障害のある人について社会全体の関心と理解を深めていくことが必要です。また、社会全体のバリアフリーに加え、障害のある人に対する思いやりや助け合いの気持ちを持つ心豊かな社会や人づくりを進めていくことも大切です。

このため、社会や県民に障害や障害のある人に対する正しい理解が広く浸透するよう、啓発・広報活動や学校、企業、地域などにおいて福祉教育を積極的に推進するとともに、障害のある人もない人も地域活動へ積極的に参加し、日常的なふれあいや交流、ボランティア活動など様々な活動が行われるよう、各種の施策を推進します。

(1) 啓発・広報活動の推進

- ・「障害者の権利に関する条約」、「障害者基本法」、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」及び「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」等の普及啓発を図り、障害のある人の人権が尊重される社会づくりを推進します。【障害福祉課（管理）】
- ・県民に、障害や障害のある人に対する正しい理解が広く浸透するよう、引き続き様々な取組を積極的に推進します。また、障害の特性や必要な配慮等に関する理解を促進します。【障害福祉課（管理・地域生活）】
- ・県の広報誌、ホームページ、SNS、県政番組（テレビ・ラジオ）、新聞、パンフレット等各種媒体を通じて、障害福祉に関する県民理解のための広報活動を推進します。【障害福祉課（管理・地域生活）】
- ・「障害者週間」を中心として、街頭キャンペーンや体験作文・ポスター・友情の図画募集等、各種行事の展開により、積極的に県民の理解を促進します。【障害福祉課（管理）】
- ・障害者用駐車スペース、視覚障害者用誘導ブロック、身体障害者補助犬等に対する県民の理解と普及促進を図ります。【障害福祉課（地域生活）】
- ・外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりづらい人等が着用することにより、援助や配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」や必要な支援内容、緊急連絡先を記載した「ヘルプカード」の理解と普及啓発に努めます。【障害福祉課（管理）】
- ・県民福祉条例や「富山県民福祉基本計画（第3次改定版）」の一層の普及啓発を図るとともに、

福祉のまちづくりに関する施策を推進します。【厚生企画課】

- ・障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について県民の理解を深めるため、誰もが障害のある人等に自然に手助けすることのできる心のバリアフリーを推進します。【厚生企画課】

(2) 福祉教育の推進

① 学校における福祉教育の推進

- ・障害のある子どもと、障害のない子どもや地域の人々が、計画的な交流及び共同学習を行うなど、互いの違いを認め合い、尊重し合う心を育てるなど、心のバリアフリーの教育を推進します。【県立学校課】
- ・学校教育全体を通して福祉教育の充実を図るとともに、地域や学校及び児童生徒の実態を踏まえ、手話の普及に努めます。【小中学校課、県立学校課】
- ・福祉教育に携わる教員の研修機会の充実を図ります。【県立学校課】
- ・県立高等学校福祉科等での福祉の心の養成を目指した教育の充実を図ります。【県立学校課】
- ・中学2年生が5日間の職場体験活動や福祉・ボランティア活動等に取り組む「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業を県内全中学校において展開します。【小中学校課】
- ・体育や保健体育などの教科、特別活動、総合的な学習の時間などにおいて、心の健康に関する内容の指導の充実を図ります。【保健体育課】
- ・「総合的な学習の時間」・「特別活動」の活用や高校生介護等体験特別事業、児童・生徒、地域のボランティア活動推進事業等により、児童生徒の福祉の心を醸成するとともに、社会福祉への理解と関心を深める機会を提供します。【県民生活課】

② 地域等における福祉教育の推進

- ・障害や障害のある人への理解を深め、地域共生社会の実現を目指し、障害福祉サービス事業所等による講演会や交流会に講師を派遣し、理解を促進します。【障害福祉課（管理・自立・地域生活）】
- ・市町村や市町村社会福祉協議会などが地域で開催する障害福祉に関する各種大会、講座や福祉教育地域指定事業等を通して地域住民の福祉意識の向上を図ります。【障害福祉課（管理）、県民生活課】
- ・年齢や障害の有無にかかわらず利用できる富山型デイサービスに関するフォーラムの開催を支援し、地域共生の理念を普及啓発します。【厚生企画課】
- ・手話の普及活動を行う団体等へ支援するなどにより、県民が手話を学ぶ機会の確保等を図ります。【障害福祉課（地域生活）】
- ・発達障害や医療的ケア、重症心身障害に対する理解の促進に努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・各厚生センター管内に設置する地域精神保健福祉推進協議会の活動を通じて、地域住民の精神保健福祉に関する知識の普及啓発に努めます。【健康課（精神保健）】
- ・心の健康センターにおいて、職域関係者、教員等精神保健福祉に携わる者に対する専門的知識の習得を促進します。【健康課（精神保健）、心の健康センター】
- ・研修会等を通じて、基本的人権を尊重し、偏見や差別をなくすための人権教育の推進に努めます。【生涯学習・文化財室】

(3) 地域における交流の促進と県民の参加

① 地域での交流の推進

- ・市町村や市町村社会福祉協議会などが地域で開催する障害福祉に関する各種大会、講座や福祉教育地域指定事業等を通して地域住民の福祉意識の向上を図ります。(再掲)【障害福祉課(管理)、県民生活課】
- ・県、市町村、各種団体、福祉施設等が行う芸術文化活動、スポーツ大会、レクリエーション等の各種行事を通じて、交流・ふれあいを促進します。【障害福祉課(地域生活)、スポーツ振興課】
- ・商店街の空き店舗等を活用し、高齢者・障害のある人など多様な来街者が利用できる交流スペース設置や、賑わいを創出する取組に対して支援を行い、買物客や観光客等との交流・ふれあいを促進します。【地域産業支援課】
- ・障害のある子どもと、障害のない子どもや地域の人々が、計画的な交流及び共同学習を行うなど、互いの違いを認め合い、尊重し合う心を育てるなど、心のバリアフリーの教育を推進します。(再掲)【県立学校課】
- ・家庭と教育と福祉のトライアングルが情報交換を密にし、連携を強化するよう努めます。【県立学校課】

② 県民の参加と連携

- ・障害のある人など地域住民のニーズを反映した市町村の地域福祉計画の改定を支援します。【厚生企画課】
- ・身近な地域で高齢者、障害(児)者、子ども等を区別なく一緒に福祉サービスを提供する、富山型デイサービス(共生型サービス)をはじめとした地域共生型福祉拠点を整備促進します。【厚生企画課】
- ・地域住民と地域の保健、医療、福祉関係者(保健師、かかりつけ医、ホームヘルパー、障害者相談員等)が連携して「ふれあいコミュニティ・ケアネット21」事業を展開し、障害のある人等が安心して生活できる環境づくりを進めます。【厚生企画課】

(4) ボランティア活動の推進

- ・地域のニーズに応じたボランティア養成を行うとともに、ボランティア活動啓発事業により、県民のボランティア活動への理解と参加を促進します。【県民生活課】
- ・富山県民ボランティア総合支援センターや県・市町村社会福祉協議会・ボランティアセンターの機能を充実し、ボランティア・NPO団体とのネットワークや協働事業を推進します。【県民生活課】
- ・市町村へボランティア活動コーディネーターを配置し、養成を図るための研修を実施するなど身近な地域でボランティア活動が行えるよう支援体制を強化します。【県民生活課】
- ・一般住民を対象に精神障害を正しく理解し、地域での具体的な生活支援方針を学ぶメンタルヘルスサポーターの養成を推進します。【健康課(精神保健)】

修正1

2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

全ての国民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されます。

障害のある人の権利と尊厳を守るため、障害者基本法や障害者虐待防止法、障害者差別解消法、「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」（平成 28 年 4 月 1 日施行）などにより、障害を理由とする差別の解消の推進や障害のある人に対する虐待の防止等に取り組みます。

(1) 障害を理由とする差別の解消

- ・「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や「障害者への合理的配慮の不提供の禁止」等が盛り込まれた障害者差別解消法や「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、職員対応要領の運用、研修の実施や、相談や紛争の防止・解決のための体制の整備、県民に対する普及啓発活動など、必要な対応に取り組みます。【障害福祉課（管理）】
- ・「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、広域専門相談員や地域相談員を設置し、障害を理由とする差別に関する相談体制の充実に努めます。【障害福祉課（管理）】
- ・「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、県・県民・事業者・市町村・学識経験者から構成される協議会を設置し、円滑な運営に努めます。【障害福祉課（管理）】
- ・障害者雇用促進法で規定された、雇用分野における障害のある人に対する差別禁止及び障害のある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（相談体制の整備及び合理的配慮の提供義務）について、企業の理解が促進されるよう民間コーディネーターの派遣による労務担当者への個別支援、障害者雇用セミナーの実施により、周知を図ります。【労働政策課】

(2) 権利擁護の推進及び虐待の防止

- ・「障害者の権利に関する条約」、「障害者基本法」、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」及び「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」等の普及啓発を図り、障害のある人の人権が尊重される社会づくりを推進します。(再掲)【障害福祉課（管理）】
- ・障害者虐待防止法に基づき、富山県障害者権利擁護センターにおいて、障害者虐待の通報・相談の受付や市町村への情報提供・助言等を行います。【障害福祉課（管理）】
- ・富山県障害者虐待防止ネットワーク協議会の開催により、関係機関・団体等の相互の情報共有と連携を強化するとともに、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応を図るために必要な人材を育成します。【障害福祉課（管理）】 修正 2
- ・障害のある人の利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、市町村をはじめ関係機関・団体等との連携を密にし、障害のある人に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等、虐待防止に向けた体制の整備に努めます。【障害福祉課（管理）】
- ・【新】 養護者からの虐待予防の観点から、家族の負担軽減策の好事例を収集し紹介するなど、養護者支援を充実します。【障害福祉課（管理）】
- ・【新】 障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置や従事者への虐待防止のための

研修の実施、虐待防止責任者の設置の徹底など、虐待の早期発見や防止に向けた取り組みを推進します。【障害福祉課（自立）】

- ・「障害者110番」運営事業により、障害のある人の権利擁護について相談員等による専門的な相談体制の充実に努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・【新】強度行動障害を有する者の支援体制の整備が障害者虐待の防止に重要な関わりがあるとの観点を踏まえつつ、強度行動障害を有する者の支援に関する研修の実施など、支援体制の整備を進めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・施設入所者の生活の質（QOL）の向上やプライバシーの確保を図るため、施設の重度化・高齢化対応、個室化を推進するとともに、地域移行の受け皿となるグループホームやショートステイ等の整備に必要な支援をしてきます。（再掲）【障害福祉課（自立）】
- ・日常生活における障害のある人の人権への配慮が県民の意識と行動に定着するよう、国・市町村等と連携を図りながら、人権教育・啓発を推進します。【県民生活課】
- ・被疑者あるいは被告人となった障害のある人がその権利を円滑に行使することができるよう、刑事事件における手続の運用において、障害のある人の意思疎通等に関して適切な対応を図ります。あわせて、これらの手続に携わる職員に対して、障害や障害のある人に対する理解を深めるため必要な研修を実施します。【県警本部（刑事企画課）】
- ・知的障害により、コミュニケーションに困難を抱える被疑者等に関する取調べの録音・録画の試行を引き続き行います。【県警本部（刑事企画課）】
- ・【新】障害者が成年後見制度を活用して、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、身上保護を重視した支援、及び被後見人主体の支援方策を充実します。【厚生企画課】

3 コミュニケーション支援体制の確立

障害のある人が地域で安心した生活を営むためには、必要な情報に容易に接することができ、円滑に取得できる「アクセシビリティ」が整うとともに、意思決定や意思表示、コミュニケーション支援の手段が確保されていることが必要です。

このため、令和4年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨に基づき、障害の有無にかかわらず、日常生活や社会生活に必要な情報に容易に接し、円滑に取得できるよう適切な情報提供に努めるとともに、「富山県手話言語条例」に定める基本理念の普及や手話通訳者の養成・派遣、点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣を行うなど、障害のある人や状態に応じたコミュニケーション支援を行います。

また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の趣旨に基づき、障害の有無に関わらず、すべての県民が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができるように、視覚障害者等が利用しやすいアクセシブルな電子書籍等の普及及びその量的拡充や質の向上を図るなど、視覚障害者等の読書環境の整備を推進します。

(1) 情報のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

No. 1

- ・ICT（情報通信技術）講習やパソコン教室の開催などを通じて、障害のある人等の情報リテラシー（操作能力）の向上を推進します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・障害のある人の情報機器に関する相談・援助を行う障害者IT推進員を派遣します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・必要な情報が障害の有無にかかわらず取得できるよう、障害の特性に応じた適切な情報提供に努めるとともに、様々な情報が自由に利活用できるようオープンデータ化と情報のユニバーサルデザインの推進に努めます。【障害福祉課（地域生活）、行政デジタル化・生産性向上課】

(2) 情報アクセシビリティの向上

① 行政情報の提供

- ・視覚障害者が必要な情報を得られるよう、県の点字広報及び声の広報の発行など、点字、音声等による情報提供を充実します。【広報・ブランディング推進室】
- ・文字の読み上げ機能など、障害のある人も利用しやすい県のホームページの提供に努めます。【広報・ブランディング推進室】
- ・聴覚障害者に対する情報提供の充実のため、テレビ広報の字幕放送、手話放送を実施します。また、知事定例記者会見時にリアルタイムで手話通訳を実施し、その動画を当日中に県ホームページに掲載するなど、県政情報の迅速な提供に努めます。【広報・ブランディング推進室】
- ・【新】知的障害のある人をはじめ情報理解に難しさを抱える人たちが必要な情報を得られるよう、わかりやすい情報提供に努めます。【広報・ブランディング推進室】
- ・県及び市町村の職員を対象とした職員研修所での手話講座の開催などにより、行政サービス窓口で聴覚障害者のコミュニケーションが円滑に行われるよう努めます。【障害福祉課（地域生活）】

② 選挙に対する配慮

- ・政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字・音声による候補者情報の提供、読みやすくわかりやすい選挙公報の作成に向けた候補者への働きかけ等、障害特性に応じた選挙等に関する情報

提供の充実に努めます。【市町村支援課】

- ・障害により投票用紙への記入が困難な選挙人のための代理投票の適切な実施や、障害のある人の利用に配慮した投票設備の設置、選挙人を介護する者やその他の選挙人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として投票所に入ることができることなど投票所における合理的な配慮を市町村へ働きかけ、障害のある人の投票環境の向上に努めます。【市町村支援課】
- ・指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進や周知の拡大により、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会の確保に努めます。【市町村支援課】
- ・【新】障害のある個々のこどもに応じた主権者教育の実施に努めます。【市町村支援課】

③ 情報提供サービスの充実

修正 3

- ・県内の公共施設等のバリアフリー情報を県ホームページに掲載することや、障害福祉サービス事業者の情報を富山県総合福祉会館の福祉情報システムに掲載するなど、障害のある人等に対する情報提供機能を充実します。【厚生企画課】
- ・点字図書、朗読図書及び字幕（手話）入りビデオライブラリーの提供サービスを充実します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・視覚障害者及び聴覚障害者のコミュニケーション支援や相談等のため、視覚障害者及び聴覚障害者の情報提供施設の運営を支援します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・障害福祉サービス等情報公表制度により利用者がサービスに関する情報を入手できる体制整備を促進します。【障害福祉課（自立）】

④ 読書バリアフリーの推進

- ・【新】県立図書館は、身体的な理由等で図書館への来館が困難な方の読書が可能となるよう、電子書籍の充実を図るとともに、公立図書館等や点字図書館と連携し、アクセシブルな書籍等の充実や相互利用に努めます。【生涯学習・文化財室】
- ・【新】県立図書館は、拡大読書器等の読書支援機器の整備等、視覚に障害のある方等が円滑に図書館を利用できるよう努めるとともに、県内各図書館の取組を促進します。【生涯学習・文化財室】
- ・【新】国立国会図書館の視覚障害者用等データ送信サービスやインターネット上の電子図書館「サピエ図書館」の十分な活用を図るため、点字図書館等と連携し、サービスの周知を図り、アクセシブルな書籍等の利用を促進します。【生涯学習・文化財室】
- ・【新】県立図書館は、公立図書館等や点字図書館と連携し、特定書籍や特定電子書籍等の製作のノウハウ、製作された書籍に関する情報共有を図ります。【生涯学習・文化財室】
- ・【新】アクセシブルな書籍等の円滑な利用支援のため、公立図書館職員等を対象とした研修会において、視覚障害者等に対する図書館サービスについて取り上げ、当該職員の資質向上に取り組みます。【生涯学習・文化財室】

(3) 意思疎通支援の充実

① 多様な意思疎通支援の充実

- ・障害のある人が点字、音声、代読、代筆、手話、要約筆記、触手話、指点字、その他のコミュニケーション手段を選択する機会を確保できるよう、障害のある人のコミュニケーション支援の充実を図ります。【障害福祉課（地域生活）】

- ・視覚障害者のコミュニケーションを支援する点訳奉仕員や朗読奉仕員を養成します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・県に手話通訳者を設置し、聴覚障害者のコミュニケーションが円滑に行われるよう努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・聴覚障害者の意思伝達を円滑にする手話通訳者や、手話取得の困難な中途失聴者や難聴者の意思伝達手段である要約筆記を行う要約筆記者を養成します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・手話通訳者や要約筆記者の派遣事業は基本的に市町村が実施しますが、県は、市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村での対応が困難な派遣等を可能とするため、事業を実施します。また、手話通訳者及び要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整や事例共有等を行い、市町村域を越えた派遣が市町村において適切に実施されるよう努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・県に設置した手話通訳者等がインターネット回線を介して聴覚障害者に遠隔手話通訳を行う、「富山県遠隔手話通訳サービス」を実施します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・手話通訳者設置事業や手話奉仕員養成研修事業を実施する市町村が拡大するよう、市町村に働きかけます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・ヒアリンググループや赤外線補聴システム等のコミュニケーション支援機器の設置に努めるとともに、関係機関等に設置や活用を働きかけます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・盲ろう者に対しコミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の養成と派遣事業を実施するとともに、事業の利用が広がるよう、市町村や関係団体等の協力を得ながら事業の周知に努めます。【障害福祉課（地域生活）】

No. 2

② 手話の普及等の推進

- ・富山県手話言語条例に基づき設置した富山県手話施策推進協議会における協議等を通じて、言語としての手話に対する県民の理解やその普及、手話を使用しやすい環境整備の促進に努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・手話の普及等について、市町村、関係機関及び関係団体、聴覚障害者、手話通訳者等と連携し、協力して取り組みます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・手話通訳者の健康維持に関して調査・研究を進めるなど、安心して働き続けられる環境整備に努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・聴覚障害のある者である乳児又は幼児及びその保護者に対して、手話に関する情報の提供、相談、訓練その他必要な支援を行う体制の整備を図ります。【障害福祉課（地域生活）】
- ・ろう者である観光旅行者その他の滞在者が安心して県内に滞在することができるよう、手話の普及等に努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・手話の使用に関して合理的な配慮を行う事業者に対して、情報の提供、助言その他必要な支援を行います。【障害福祉課（地域生活）】
- ・手話を必要とする幼児児童生徒が手話による教育を受けられるよう、手話の学習の機会を提供するとともに、教職員の手話に関する技術向上に努めます。【県立学校課】
- ・幼・小・中・高等学校等の学校において、手話に対する理解を深めるよう努めます。【県立学校課】

No. 3

4 住みよい生活環境の整備

障害のある人が地域社会で自立した生活を営み、自由に活動するには、建築物、道路、公園等、日常生活に必要とされる施設等のバリアフリー化を進めるとともに、障害のある人の障害に対応した交通手段、移動手段を整備することが必要です。障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりを進めることが大切です。

このため、住宅や道路、県有施設、病院、障害のある人が利用する施設等のバリアフリー化を進めるとともに、交通、移動手段を利用しやすい環境が整備されるよう取り組みます。また、身体障害者補助犬、ヘルプマークをはじめとする障害のある人に関するマーク、ユニバーサルデザインの考え方などを広く事業者、県民に理解、普及させる施策を推進します。

(1) 暮らしやすい住まいの整備

- ・障害のある人の地域での住まいの場であるグループホームの整備にを支援し、設置を促進します。【障害福祉課（自立）】
- ・在宅重度障害者住宅改善事業及び高齢者が住みよい住宅改善支援事業により障害のある人等の住宅のバリアフリー化を推進します。【障害福祉課（管理）、高齢福祉課】
- ・バリアフリー対応等の質の向上が進みにくい賃貸住宅において、住宅性能表示制度の普及を図ることなどによる良質な賃貸住宅の整備やリフォームを誘導します。【建築住宅課】
- ・公営住宅における障害者世帯の優先入居を推進するとともに、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の有効活用による障害者世帯の居住の安定確保を図ります。【建築住宅課】

(2) 人にやさしいまちづくりの整備

① 福祉のまちづくりの計画的推進

- ・県民福祉条例に基づく「富山県民福祉基本計画（第3次改定版）」の普及・啓発を図ります。（一部再掲）【厚生企画課】
- ・県民福祉条例施設整備マニュアル、ホームページ等の作成や普及啓発に努めます。【厚生企画課、建築住宅課】
- ・県民各界各層で構成する「富山県民福祉推進会議」により市町村、事業者、県民と連携して住民参加によるまちづくりを推進します。【厚生企画課】
- ・福祉のまちづくり推進事業等により、地域における福祉のまちづくりを推進します。【厚生企画課】
- ・バリアフリー化などを通し、福祉のまちづくりに関する啓発活動を推進します。【厚生企画課】

② 人にやさしい施設、公園等の整備

- ・県民福祉条例に基づき、生活関連施設の整備の遵守について設置者に一層の理解と協力を求め、整備基準に適合した施設の整備促進に努めます。【厚生企画課、建築住宅課】
- ・高齢者や障害のある人など誰もが気軽に出入りすることができるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。【厚生企画課、建築住宅課】
- ・富山県まちづくり総合支援事業により、市町村等が実施する福祉のまちづくり事業を支援し、生活環境の整備促進に努めます。【地方創生・移住交流課】
- ・バリアフリー環境整備促進事業により、障害のある人等の市街地での快適かつ安全な移動を確保するための施設整備や、障害のある人等の利用に配慮した建築物の整備等を促進します。【建

- ・ 県立美術館、博物館等において、**タブレット端末や音声ガイド等の活用により、高齢者・障害のある人等を含む多様な来館者へ配慮した施設の整備に努めます。**【文化振興課】
- ・ 商店街組合等による休憩スペース設置等に対して支援を行い、高齢者・障害のある人等を含む多様な来街者へ配慮した商店街の整備を促進します。【地域産業支援課】
- ・ 障害のある人が公園緑地を利用しやすいように、トイレ・園路を整備するほか、箇所によっては障害者対応エレベーターの設置も検討するなど、バリアフリー化を推進します。【都市計画課】
- ・ 人の利用に供する新設港湾緑地において、スロープの整備などバリアフリー化の推進に努めます。【港湾課】

(3) 利用しやすい交通、移動手段の整備

- ・ 幅の広い歩道の整備、歩道の段差解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置、エスコートゾーンの設定及び無電柱化について、計画的に推進します。なお、歩道の段差を解消するには必要に応じて歩車道境界を識別できるよう視覚障害者用誘導ブロックを設置します。【道路課】
- ・ とやまのみちフレッシュアップ事業などにより、ひとにやさしい、使いやすく安全な歩行空間の整備を促進します。【道路課】
- ・ 高齢者や障害のある人など誰もが安全に利用できる低床車両の導入支援や、駅舎や空港など交通結節点のバリアフリー化への取組への支援を行います。【交通戦略企画課、広域交通・新幹線政策課、航空政策課、厚生企画課】
- ・ 駅を中心とした地区や、高齢者・障害のある人などが利用する施設が集まった地区において、スロープやエレベーター、文字表示板、点字案内板を設置することなどにより、一体的なバリアフリー化を図ります。【都市計画課、建築住宅課、厚生企画課】
- ・ 福祉タクシーやユニバーサルデザインタクシーの導入など、多様なニーズに対応した地域交通サービスを推進します。【交通戦略企画課、高齢福祉課】
- ・ 障害者等用駐車区画の適正利用を促進する「パーキングパーミット制度」の実施により市町村や関係団体と連携しながら、車椅子を使用するなど移動に配慮が必要な高齢者や障害のある人などが日常生活を円滑に行うことができるよう支援します。【厚生企画課】
- ・ リフトを備えた福祉バスの運行事業を通じて障害のある人の社会参加の促進に努めます。【障害福祉課（管理）】
- ・ 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の導入を支援するとともに、身体障害者補助犬を使用する身体障害者が施設等の利用を拒まれることがないよう、補助犬についての県民の理解の促進に努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・ 同行援護等のサービス提供体制を強化するため、従業者養成研修の充実に努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・ 精神障害者保健福祉手帳制度の周知普及、制度利用者数の拡大、公共交通機関等の割引制度について周知及び適用拡大に向け関係機関へ働きかけます。【健康課（精神保健）】
- ・ 身体障害者の自動車運転免許取得を促進するため、県内全ての指定自動車教習所で身体障害者用教習車を用いた教習が可能な体制を整備します。【障害福祉課（管理）】
- ・ 障害の程度、特性等に応じた運転免許条件を付するための臨時適性検査・技能試験等を実施します。【県警本部（運転免許センター）】

(4) ユニバーサルデザインの普及

- ・ユニバーサルデザインに関する情報、事例の収集と情報発信を促進します。【都市計画課、厚生企画課】
- ・公共事業の実施やまちづくり計画等の策定に当たって、ユニバーサルデザインが広く導入されるように働きかけます。【都市計画課】
- ・施設の整備・改修にあたっては、ユニバーサルデザインを広く導入するよう努めます。
【管財課、都市計画課、教育企画課、県警本部（会計課）】
- ・外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりづらい人等が着用することにより、援助や配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」や必要な支援内容、緊急連絡先を記載した「ヘルプカード」の理解と普及啓発に努めます。（再掲）【障害福祉課（管理）】

5 安心して暮らせるまちづくりの推進

障害のある人が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、交通安全対策の充実、災害時の防災や緊急時の感染症対策、防犯対策の推進、消費者トラブルの未然防止に取り組んでいく必要があります。

特に、コロナ禍の経験を踏まえ、感染症拡大時においても障害福祉サービスを継続的に提供できるように体制を整備することが重要です。

また、防災対策において、障害のある人及び障害のある子どもなど災害時避難行動要援護者は、災害の規模、災害発生時間などによって被害を受けやすいことから、災害や避難後の生活に備えて障害のある人や障害のある子どもの防災支援体制を整備しておくことが重要であり、市町村、関係機関とも連携しながら実践的な防災訓練の実施など防災対策を推進します。

さらに、障害のある人に対する犯罪被害を防止し、犯罪者被害者支援を行い、消費者としての障害のある人を保護するため、関係機関と連携した消費者教育の推進など適切な対応に努めます。

(1) 交通安全対策の充実

・障害のある人と高齢者の安全性及び利便性を向上させるための、バリアフリー対応型信号機(視覚障害者用付加装置(ピヨピヨカッコー)、歩行者等支援装置(PICS)、高齢者等用押ボタン装置、歩行者感応装置、経過時間表示付き歩行者用灯器、高度化PICS)の整備を推進します。

【県警本部(交通規制課)】

・生活道路における歩行者等の安全を確保するため、区域(ゾーン)を設定して、最高速度を原則として30km/hとするほか、道路標識・道路標示の高輝度化や信号灯器のLED化の対策を推進します。【県警本部(交通規制課)】

・交通安全思想の普及を図るため、交通安全協会等関係機関・団体と連携し巡回訪問指導、街頭における保護誘導・実施指導、地域における住民への啓発を行います。【県警本部(交通企画課)】

・【新】特定道路上にある踏切道において、踏切の手前や踏切内に視覚障害者誘導用ブロック等を整備することにより安全な歩行空間の確保を図ります。【道路課】

(2) 防災対策の推進

・災害対策基本法に基づく要支援者名簿の作成や要支援者に関する個人情報の取扱い等について市町村に周知を図るなど、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき市町村における要支援者の避難支援体制の整備を推進します。【厚生企画課】

・「富山県地域防災計画」による各種施策を推進し、障害のある人に対する防災対策に関する知識の普及や社会福祉施設等における防災対策の促進、実効性のある防災訓練の実施への働きかけに努めます。【防災・危機管理課、障害福祉課(管理)】

・災害時に障害のある人に対する避難誘導やボランティア活動がスムーズに行われるような体制づくりに努めるとともに、県の総合防災訓練などにおいて、障害のある人や支援者の参加により実践的な訓練を実施するなど普及啓発の推進に努めます。【厚生企画課、障害福祉課(管理)】

・災害発生時に福祉避難所が速やかに開設され、適切に運営されるためのマニュアルの整備と地域住民への周知を、市町村・福祉避難所指定施設に働きかけます。【厚生企画課】

・災害時に災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)やその他関係医療機関の緊密な連携のもと、適切な対応がなされるよう体制の整備に努めます。また、避難生活による生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害を防ぐため、避難所等で要配慮者に対す

- る福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）の整備に努めます。【医務課、健康課（精神保健）、厚生企画課（管理）】
- ・国の補助を活用しながら災害時に在宅の障害のある人を受け入れる避難スペースの整備を支援します。【障害福祉課（自立）】
- ・除雪支援事業等により、ひとり暮らし高齢者や障害のある人等除排雪の困難な世帯の除排雪支援を行います。【高齢福祉課】
- ・【新】医療的ケア児に対する災害時に備えた体制の整備を進めます。具体的には、県立中央病院を中心に災害時支援ネットワークを形成します。また医療機関が人工呼吸器装着児等に貸し出す非常用電源の整備を支援します。【医務課】

(3) 防犯対策の推進

- ・警察と地域の障害者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により、犯罪被害の防止と早期発見に努めます。【県警本部（生活安全企画課）】
- ・交番等の警察官が、会話等に障害のある人への迅速な対応ができるように、訪問理由などを絵や文字で示した「コミュニケーションボード」の活用等を推進します。【県警本部（地域企画課）】
- ・警察への緊急通報手段としてファックス110番やメール110番の効果的な運用に努めます。【県警本部（通信指令課）】
- ・被疑者あるいは被告人となった障害のある人がその権利を円滑に行使することができるよう、刑事事件における手続の運用において、障害のある人の意思疎通等に関して適切な対応を図ります。あわせて、これらの手続に携わる職員に対して、障害や障害のある人に対する理解を深めるため必要な研修を実施します。（再掲）【県警本部（刑事企画課）】
- ・知的障害により、コミュニケーションに困難を抱える被疑者等に関する取調べの録音・録画の試行を引き続き行います。（再掲）【県警本部（刑事企画課）】
- ・国の「女性に対する暴力をなくす運動」等に合わせ、障害のある人を含む女性に対する暴力の予防と根絶に向け、「とやまパープルリボンキャンペーン」を展開し、相談機関の周知、被害者支援に努めます。【こども未来課】

(4) 感染症対策の推進

- ・【新】コロナ禍での経験を踏まえ、障害福祉サービスを提供できるよう平時から感染対策マニュアルや事業継続計画等の作成を支援します。【障害福祉課（自立）】
- ・【新】障害福祉サービスの継続提供のため、感染防止対策用の衛生資材を備蓄します。【障害福祉課（自立）】
- ・【新】新型感染症などのクラスターが発生した場合に、当該施設等に職員を応援派遣するため障害者施設の団体などと連携するための体制の整備を進めます。【障害福祉課（自立）】
- ・【新】新型感染症等が発生した障害福祉サービス事業所等において、感染防止対策の徹底や工夫を通じて、必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう支援します。【障害福祉課（自立）】

(5) 消費者トラブルの防止

- ・関係行政機関や福祉関係団体、消費者団体等で構成される「くらしの安心ネットとやま」により、障害のある人の消費者トラブルを防止するための情報の相互共有、連携強化に努めます。

【県民生活課】

- ・ 障害のある人や障害のある人を支援する者に対する消費者教育を推進することにより、障害のある人の消費者としての利益の擁護や増進が図られるよう努めるとともに、職員の障害のある人に対する理解を深め、多様化・複雑化する相談に対応できるよう消費生活相談員の資質向上を図る研修の充実に努めます。**【県民生活課】**

II 質の高い保健・医療体制の充実

障害のある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう地域医療体制等の充実を図るとともに、障害の原因となる疾病の予防・治療、精神保健・医療体制の整備、保健・医療人材の育成・確保などを着実に進めます。

1 保健・医療施策の充実

障害のある人や子どもに対する適切な保健サービス、医療、リハビリテーションの提供は、障害のある人及び障害のある子どもが安心して地域生活を送る上で欠くことができないものです。また、障害の原因となる疾病等の早期の予防や治療、障害の早期発見のために、適切な保健、医療サービスを提供していく必要があります。

そのために、妊娠期から乳幼児期、小児期にわたる健康診査や相談・指導を充実するなど母子保健対策を推進するとともに、ライフステージに応じた健康管理や疾病予防を行うなど、保健対策を推進します。

また、人工呼吸器等を装着している等の医療的ケアを要する障害のある子どもをはじめ、心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉等の支援が必要な障害のある人及び障害のある子どもに対する在宅医療の体制整備等を推進し、医療、医療的リハビリテーションを充実するとともに、健康診査、相談体制の充実や、リハビリテーションをより身近な地域で受けられるような体制の整備を進めます。

さらに、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などリハビリ関係者、医療・保健従事者、専門職の確保や資質の向上を図ります。

また、心の健康の問題では、精神障害に関する正しい知識の普及や精神医療提供体制の整備を図る必要があります。このため、心の健康づくりのための各種の施策を推進するとともに、精神障害の予防や早期発見、早期治療の促進や医療連携体制の構築、適切な保健・医療の確保を図ります。また、高齢化に伴う認知症や若年性の認知症に対する施策を進めます。

(1) 障害の原因となる疾病の予防・早期発見

① 母子保健対策の推進

- ・妊産婦の健康の保持・増進を図るため、医療機関との連携を強化して健康診査、訪問、相談指導等を効果的に推進します。【子育て支援課（切れ目ない子育て支援担当）】
- ・妊婦に対する切迫早産等妊娠中の異常の予防に関する知識の啓発普及や、保健医療関係者に対する妊娠・出産の安全性の確保、適切な母体搬送の定着を目的とした講習会を実施するなど、周産期保健医療体制を強化します。【子育て支援課（切れ目ない子育て支援担当）、医務課】
- ・母体や胎児に影響を及ぼす妊娠高血圧症候群や糖尿病などを対象に、妊産婦の医療費の公費負担を行います。【子育て支援課（切れ目ない子育て支援担当）】
- ・新生児死亡及び心身障害を予防するため、専門的高度医療を提供する周産期母子医療センター等の機能を充実するとともに、同センターを拠点とした周産期保健医療連携体制を充実します。【子育て支援課（切れ目ない子育て支援担当）・医務課（医師・看護職員確保対策班）】
- ・総合周産期母子医療センターや各地域の病院、診療所などの関連施設の相互の連携、これらの

- 施設と母子保健事業を行う厚生センターや市町村との連携の推進に努めます。【子育て支援課（切れ目ない子育て支援担当）・医務課（医師・看護職員確保対策班）】
- ・先天性疾病の早期発見・早期対応のため、先天性代謝異常等検査、新生児聴覚検査等のマス・スクリーニングを推進するとともに、関係機関の連携による支援体制の充実を図ります。【子育て支援課（切れ目ない子育て支援担当）】
 - ・市町村と連携しながら、未熟児や重症な疾患で医療機関との連携が必要な乳幼児への養育支援の充実を図るとともに、周産期地域連携ネットワーク事業などにより、医療機関との連携体制の強化を図ります。【子育て支援課（切れ目ない子育て支援担当）】
 - ・乳幼児の訪問や健康診査及び相談等を通して、心身障害児や心身の発達に支援が必要な乳幼児とその保護者に対し、疾病や障害の早期発見や早期対応及び合併症や二次障害の予防に努めます。また、相談支援技術向上など関係者の資質向上や、関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。【子育て支援課（切れ目ない子育て支援担当）】
 - ・慢性疾患など長期療養児の相談や地域相談支援体制の充実を図ります。【健康課（健康増進）】
 - ・母子保健推進員など地域組織を一層強化して、地域ぐるみの支援体制の充実を図ります。【子育て支援課（切れ目ない子育て支援担当）】

② 成人保健対策の推進

- ・健康増進法に基づく健康教育、健康相談等の保健事業を推進し、壮年期からの疾病予防や健康管理を行います。【健康課（がん対策）】
- ・「富山県健康増進計画（第3次）」に基づき各種施策を推進し、「健康寿命の延伸」を基本目標とした健康づくり、望ましい生活習慣の確立と改善及び生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底等に努めます。【健康課（健康増進）】
- ・高齢者の介護予防や認知症予防のための施策を推進します。【高齢福祉課】

(2) 保健・医療体制の充実

① 障害のある人に対する医療

- ・【新】かかりつけ医を中心とした地域の医療連携を一層推進し、障害の有無によって分け隔てなく、患者の状態に応じた適切な医療を、地域において効果的かつ効率的に提供する体制を構築します。【医務課】
- ・【新】特殊な診断や治療を必要とする高度・先進的な医療については、医療資源の集積を考慮し医療圏を越えた広域連携体制を推進し、かかりつけ医をはじめとする地域の医療機関と高度専門医療機関（県立中央病院や特定機能病院である富山大学附属病院など）との連携の強化に努めます。【医務課】
- ・救急医療体制の整備や救急医療情報システムの適切な運営により、救急医療への対応を一層充実します。【医務課】
- ・地域の医療機関で歯科診療を受けることが困難な障害のある人に対して、富山県歯科保健医療総合センターにおいて歯科診療を行います。【医務課】
- ・医療的ケア児への在宅医療に取り組む人材の育成を支援します。【医務課】
- ・（公財）富山県移植推進財団及び（公財）富山県アイバンクにおける腎臓及び眼球の提供登録や臓器提供意思表示カード（ドナーカード）の普及啓発による臓器移植などを推進します。【医務課】
- ・インターネットを通じて医療機関に関する多様な情報を提供する「医療情報ネット」において、

車椅子への対応、視覚障害者、聴覚障害者への配慮等の情報を提供します。【医務課】

- ・在宅で必要に応じた適切な医療が24時間・365日受けられるよう、在宅医療を行う開業医への支援や訪問看護の充実など、在宅医療の体制整備に努めます。【高齢福祉課】
- ・在宅療養者が安心して療養が続けられるよう、医師・看護師など医療関係者とケアマネジャー、ホームヘルパーなど介護関係者が連携して、医療・介護サービスを提供できる体制整備の推進に努めます。【高齢福祉課】
- ・障害のある人が必要な医療サービスを受けられるよう、自立支援医療制度や公費負担医療制度、重度心身障害者等に対する医療費助成制度の普及と適切な運用を図ります。【障害福祉課（管理）、高齢福祉課】

② 障害のある人に対する適切な保健サービス

- ・厚生センターで、保健・医療・福祉関係機関のネットワークづくりを支援します。【医務課】
- ・厚生センターにおいて、主に精神障害者や難病患者を対象にしている保健・福祉サービス調整推進事業の活動の充実を図ります。【健康課（精神保健、疾病・難病）】
- ・厚生センターにおいて、難病患者のための医療相談、訪問相談、療育相談会、患者家族の交流会を実施します。（一部再掲）【健康課（疾病・難病）】
- ・障害児・者歯科医療ネットワーク（障害（児）者が身近な医療機関で歯科受診を受けることができ、また、必要に応じてより専門的な歯科医療を受けることができる体制）により歯科医療の提供を推進します。【健康課（健康増進）】
- ・障害（児）者を対象とする歯科健診や保健指導の導入を検討するとともに、施設職員等を対象に歯科保健に関する研修を行います。【健康課（健康増進）】
- ・難病診療連携拠点病院や協力病院を中心とした入院施設の確保など難病医療体制の整備を図ります。また、在宅重症難病患者一時入院事業を実施し、難病患者の在宅療養支援に努めていきます。（再掲）【健康課（疾病・難病）】
- ・厚生センターで精神保健福祉相談や訪問指導、家族や障害のある人本人を対象とした教室等を実施します。【健康課（精神保健）】
- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに設置している富山県高次脳機能障害支援センターにおいて、次の取組みを行います。（再掲）【障害福祉課（管理）】
 - ・相談支援や普及啓発のほか、関係職員等を対象とした研修会、調査・研究などを実施します。
 - ・利用者や入院患者とその家族を対象とした家族教室、ピアサポート事業実施します。
 - ・就労支援・就学支援のほか、グループ訓練などの医学的リハビリテーション、作業療法士による生活版ジョブコーチなど、高次脳機能障害児者の社会復帰や社会参加を支援します。

③ 専門職種の確保

- ・医師、看護師等の研修制度の推進により、医療従事者の資質の向上を図ります。【医務課】
- ・訪問看護職員の需要増に対して、訪問看護師養成講習会や訪問看護に関する相談事業及び支援事業を実施し、看護職員の確保を図ります。【医務課】
- ・障害の状況に応じた知識や技術を有する歯科専門職を育成するための取組みを促進します。【健康課（健康増進）】

(3) リハビリテーション提供体制の充実

- ・富山県地域リハビリテーション推進会議において、本県の地域リハビリテーション推進方策や

支援体制の充実に関する検討を行い、地域リハビリテーションのより一層の推進を図ります。

【健康課（がん対策）、高齢福祉課】

- ・富山県リハビリテーション支援センター（富山県リハビリテーション病院・こども支援センター）、地域リハビリテーション広域支援センター（6病院）、地域リハビリテーション地域包括ケアサポートセンター、地域リハビリテーション協力機関、厚生センター・富山市保健所、富山県医師会、郡市医師会、市町村、訪問看護ステーション、地域包括支援センターなどとの連携により、地域リハビリテーション事業の推進を図ります。【健康課（がん対策）、高齢福祉課】
- ・地域リハビリテーションに関する調査・分析を行い、得られた情報をもとに地域リハビリテーション事業の推進に努めます。【健康課（がん対策）】
- ・地域包括ケアサポートセンター及び協力機関と連携しながら、高齢者の介護予防・自立支援・重度化防止に係る視点も強化した地域リハビリテーション推進体制の構築に努めます。【健康課（がん対策）、高齢福祉課】
- ・急性期から回復期、維持期（生活期）に至るまで、患者の症状に応じたリハビリテーションを行う体制の充実を図ります。【医務課、健康課（がん対策）】
- ・一般病床、療養病床から回復期リハビリテーション病床への転換を支援します。【医務課】
- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、県内唯一の公立リハビリテーション専門病院として、高度専門的なりハビリテーション医療の提供や重度心身障害児への対応などに取組みます。【障害福祉課（管理係）】
- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターを本県のリハビリテーション医療の推進拠点として機能の充実・強化を図り、県全体のリハビリテーション医療水準の底上げと地域リハビリテーションの推進を図ります。【障害福祉課（管理係）】
- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、入退院支援から在宅生活までの一貫した相談を行うほか、訪問看護や訪問リハビリテーション等の在宅サービスを提供するなど、退院後の地域生活を支援します。【障害福祉課（管理係）】
- ・リハビリ関係技術者及び生活習慣病予防対策に関わる医療・保健福祉従事者の各種研修を実施するなど資質の向上を図ります。【健康課（がん対策）】

(4) 精神保健・医療施策の推進

① 心の健康づくり

- ・心の健康センターを中心とした、心の健康に関する相談体制等の充実や、市町村や関係機関と連携したひきこもり対策の強化、自殺防止対策の充実、依存症の相談拠点の整備や民間団体の活動支援などによる支援体制を充実します。（再掲）【健康課（精神保健）、心の健康センター】
- ・心の健康センターを中心に市町村、医療機関、厚生センターと連携して、精神保健福祉に関する普及啓発・相談指導、調査研究の充実を図ります。【健康課（精神保健）、心の健康センター】
- ・精神障害のある人の生活実態やニーズを踏まえた、心の健康づくりに資する施策を推進します。【健康課（精神保健）、心の健康センター】
- ・様々なストレスについて、関係機関とも連携しながら、包括的な支援を行い、メンタルヘルス対策に努めます。【健康課（精神保健）、心の健康センター】
- ・市町村や相談機関、関係団体と連携した普及啓発や相談支援体制の充実、若者の自殺対策、企業等への取組への支援、市町村の自殺対策への支援や人材育成など、総合的な自殺防止対策を推進します。【健康課（精神保健）】
- ・近年増加傾向にあり、自殺とも関連が深いとされるうつ病について、その対策の充実に努めま

す。【健康課（精神保健）】

- ・自殺未遂者・自殺遺族等のケアに関する知識の普及を図ります。【健康課（精神保健）、心の健康センター】

② 精神医療の充実

- ・統合失調症やうつ病などによる精神障害の早期発見・早期治療を促進するとともに、自立支援医療費制度の活用により在宅患者の治療を支援します。【健康課（精神保健）、心の健康センター】
- ・休日や夜間の精神障害の急性発症や急性期症状に対応し、適切な医療の確保を図るため、精神科救急医療体制の維持・充実に努めます。【健康課（精神保健）】
- ・精神科医療に関する緊急の相談に24時間対応する「精神科救急情報センター」の円滑な運用・充実に努めます。（再掲）【健康課（精神保健）】
- ・ピア・フレンズ派遣事業、多職種チームによる訪問支援等により精神障害者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、支援体制を整備するよう努めます。（再掲）【健康課（精神保健）】
- ・精神医療審査会等の適切な運営を通じて、入院中の者に対する適正な医療及び処遇の確保を図ります。【健康課（精神保健）、心の健康センター】
- ・かかりつけ医のうつ病や依存症の対応力の向上を図るため研修会を実施するよう努めます。【健康課（精神保健）】

③ 認知症施策の充実

- ・認知症に関する正しい知識の普及・啓発を図り、認知症の早期発見・早期対応の促進に努めます。【高齢福祉課】
- ・かかりつけ医や病院の医師、歯科医師、薬剤師、看護師等医療従事者の認知症対応力の向上を図るため、認知症サポート医による研修等を実施します。【高齢福祉課】
- ・認知症介護に携わる職員の資質向上のため、指導者の養成や認知症介護の実践研修等を行います。【高齢福祉課】
- ・地域における認知症高齢者とその家族を支援するため、認知症サポーターの養成などによる認知症の正しい知識の普及・啓発や、行方不明者の早期発見・保護のための広域的な連携・地域ネットワークの構築など見守り体制の整備を推進します。【高齢福祉課】
- ・保健、医療、福祉、雇用などの地域関係機関等によるネットワークづくりを推進し、認知症を有する者の状況に応じた支援体制の充実に努めます。【高齢福祉課】
- ・厚生センター等において、認知症に関する相談指導を行うほか、訪問指導、家族支援等の充実に努めます。【高齢福祉課】
- ・より身近な市町村や地域包括支援センター等に設置する認知症地域支援推進員による認知症相談の充実に努めます。【高齢福祉課】
- ・認知症疾患医療センターにおいて、認知症に関する相談に応じるほか、専門医療を提供するとともに、地域の保健、医療、福祉などの関係機関との連携を推進します。【高齢福祉課】
- ・認知症の早期発見、早期治療のための認知症初期集中支援チームの機能の強化に努めます。【高齢福祉課】
- ・若年性認知症相談・支援センターにおいて、若年性認知症に関する相談や市町村等の関係機関向け研修、交流の場づくり、就労・社会参加支援などを行います。【高齢福祉課】

(5) 保健・医療を支える人材の育成・確保

- ・医療的ケア児への在宅医療に取り組む人材の育成を支援します。(再掲)【医務課】
- ・医師、看護師等の研修制度の推進により、医療従事者の資質の向上を図ります。(再掲)【医務課】
- ・訪問看護職員の需要増に対して、訪問看護師養成講習会や訪問看護に関する相談事業及び支援事業を実施し、看護職員の確保を図ります。(再掲)【医務課】
- ・かかりつけ医や病院の医師、歯科医師、薬剤師、看護師等医療従事者の認知症対応力の向上を図るため、認知症サポート医による研修等を実施します。(再掲)【高齢福祉課】
- ・認知症介護に携わる職員の資質向上のため、指導者の養成や認知症介護の実践研修等を行います。(再掲)【高齢福祉課】
- ・リハビリ関係技術者及び生活習慣病予防対策に関わる医療・保健福祉従事者の各種研修を実施するなど資質の向上を図ります。(再掲)【健康課 (がん対策)】
- ・精神障害者が地域生活に移行できるよう、保健・医療・福祉分野の従事者のほか、メンタルヘルスサポーター、ピア・フレンズなど、地域生活を支援する人材の育成や資質の向上を行い、地域における受入れ基盤の拡充を促進します。(一部再掲)【健康課 (精神保健)、心の健康センター】
- ・厚生センターにおいて、保健医療福祉関係者、精神障害者家族等に対し、メンタルヘルスの理解を深める研修を実施します。【健康課 (精神保健)】
- ・かかりつけ医のうつ病や依存症の対応力の向上を図るため研修会を実施するよう努めます。(再掲)【健康課 (精神保健)】
- ・水準の高い看護の実践と他の看護師等への指導を行う認定看護師の育成を支援します。【医務課】

Ⅲ 個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実

障害のある人が本人の意思決定のもと、地域で自立した生活を営むことができるよう、相談支援体制や、障害のある人が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援や障害の特性に応じた質の高い福祉サービスを受けることができる体制の整備を推進します。

1 相談支援体制の整備

障害のある人が住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営むことを支援していくために、乳幼児期から高齢期に至るまでのライフステージに応じた総合的な相談支援体制を整備していく必要があります。

このため、市町村や地域自立支援協議会、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点などを中心に、障害のある人の身近な地域における相談支援が充実するよう連絡調整や支援を行うとともに、相談支援に従事する人材の育成に努めます。

また、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、医療的ケアなど、障害の特性や障害のある人の状態、複合的な悩み等に応じて適切な相談支援が提供できるよう、関係機関や専門機関が連携した相談支援体制の充実に努めます。

(1) 自己決定の尊重及び意思決定の支援

- ・障害のある人の財産や権利を保護し、自己決定の尊重を図るため、市町村とともに成年後見制度の普及・啓発に努めるとともに、市町村における中核機関の設置等に対する支援や、制度の適切な利用の促進を図ります。【障害福祉課（地域生活）、厚生企画課】
- ・判断能力が十分でない人に対する福祉サービスの利用援助や、福祉サービスに関する苦情解決など、利用者の意向、適性、障害の特性に配慮したサービス提供体制の充実に努めます。【障害福祉課（自立）】

(2) 地域における相談支援体制の充実

① 身近な相談支援の充実

- ・富山県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業により、認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等が地域において安心して自立した生活が送れるよう支援します。【厚生企画課】
- ・地域における相談支援の拠点である基幹相談支援センターの設置に対する支援など総合的・専門的な相談支援体制の充実に努めます。【障害福祉課（自立）】
- ・地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の一層の充実・強化を図るとともに、アドバイザーを派遣するなど広域的な立場から市町村の取組を支援します。【障害福祉課（自立）】
- ・障害のある人の財産や権利を保護し、自己決定の尊重を図るため、市町村とともに成年後見制度の普及・啓発に努めるとともに、市町村における中核機関の設置等に対する支援や、制度の適切な利用の促進を図ります。【厚生企画課】
- ・「障害者110番」運営事業により、障害のある人の権利擁護について相談員等による専門的な相談体制の充実に努めます。（再掲）【障害福祉課（地域生活）】

- ・精神障害者に対する多様な相談支援体制を構築するため、市町村に対する技術的支援を行うとともに、自助グループ等の組織育成を図ります。【健康課（精神保健）】
- ・メンタルヘルスサポーター、ピア・フレンズ等による精神障害者の地域生活に関する相談活動を支援します。【健康課（精神保健）】
- ・精神障害者家族の交流や相談のための事業を推進します。【健康課（精神保健）】
- ・【新】ピアサポーターの育成を行うとともに、ピアカウンセリング、ピアサポート体制の強化等、障害者同士・家族同士が行う援助として有効かつ重要な手段である当事者等による相談活動の更なる拡充を図ります。【障害福祉課（地域生活）、健康課（精神保健）】
- ・【新】「断らない相談支援」のほか、「参加支援」「地域づくりに向けた支援」に一体的に取り組む重層的支援体制整備事業の実施に向け、実施主体である市町村職員等に向けた研修会の開催や情報提供の充実に努めます。【厚生企画課】

② 相談支援を行う人材育成

- ・計画相談支援や地域移行支援・地域定着支援、障害児相談支援等の必要なサービス量が確保できるよう相談支援従事者の養成や資質の向上、人材の確保に努めます。【障害福祉課（自立、地域生活）】
- ・【新】相談支援の質の向上を図る観点から、地域の中核的な役割を担う主任相談支援専門員の養成を推進します。【障害福祉課（自立、地域生活）】
- ・地域での身近な相談役である身体障害者相談員、知的障害者相談員及び精神障害者家族相談員に対する研修の充実に努めます。また、障害者相談員は、相談対応のほか地域における支え合い活動や災害時支援などの面でも活躍が期待されることから、各地域において活動の場が広がるよう市町村に啓発や助言等を行います。【障害福祉課（管理）】
- ・地域の事情に精通した民生委員・児童委員が多様な地域福祉のニーズに対応していくための研修を充実するなど、相談援助活動を支援します。【厚生企画課】

(3) 専門的な相談支援体制の充実

- ・障害者虐待防止法に基づき、富山県障害者権利擁護センターにおいて、障害者虐待の通報・相談の受付や市町村への情報提供・助言等を行います。（再掲）【障害福祉課（管理）】
- ・「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、広域専門相談員や地域相談員を設置し、障害を理由とする差別に関する相談体制の充実に努めます。（再掲）【障害福祉課（管理）】
- ・富山県社会福祉協議会による相談機能や、福祉・生活に関する情報の受発信機能を充実します。【厚生企画課】
- ・矯正施設（刑務所等）を退所し、自立生活が困難な障害のある人等に対し、富山県地域生活定着支援センターの取組みを周知し、円滑な地域生活を支援します。【厚生企画課】
- ・厚生センター、障害者相談センター、児童相談所、心の健康センター等の行政機関における相談支援体制を充実します。【障害福祉課（自立）、健康課（精神保健）】
- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに設置している発達障害者支援センターにおいて、発達障害者等及びその家族その他の関係者が、可能な限り身近な地域で必要な支援を受けられるよう、きめ細かな相談や情報提供、助言等を行うとともに、発達障害に関する普及啓発や人材育成の充実に努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに設置している富山県高次脳機能障害支

援センターにおいて、相談支援や普及啓発のほか、関係職員等を対象とした研修会、調査・研究などを実施します。(再掲)【障害福祉課(管理)】

- ・障害保健福祉圏域ごとに設置されている障害者就業・生活支援センターにおいて、職場体験、求職活動、職場定着相談などの就労支援や、健康管理、住居、年金などの生活設計に関する助言などの日常生活、社会生活上のきめ細やかな相談体制により、障害のある人の就労継続と地域における自立した生活を支援します。【障害福祉課(自立)】
- ・障害児等療育支援事業により、家庭訪問や外来による療育相談、指導等を行い、市町村と連携しながら、在宅の障害のある人や子どもの地域生活を支援します。【障害福祉課(地域生活)】
- ・厚生センターにおいて、難病患者のための医療相談、訪問相談、療養相談会、患者及び家族の交流会を実施するとともに、難病ボランティアの養成を推進します。また、地域難病ケア連絡協議会の開催など保健、医療、福祉の連携を強化します。【健康課(疾病・難病)】
- ・難病相談・支援センターにおいて、療養等各種相談、専門医による相談会・講演会、患者及び家族の交流会、ピアサポーターの養成・相談、就労支援等を実施します。【健康課(疾病・難病)】
- ・精神科医療に関する緊急の相談に24時間対応する「精神科救急情報センター」の円滑な運用・充実を図ります。【健康課(精神保健)】
- ・ひきこもり本人やその家族等からの相談に対応するひきこもり地域支援センターを中心に、支援困難事例について支援機関の調整等を行うなど、ひきこもり本人及びその家族等を支援します。【健康課(精神保健)】
- ・富山県依存症相談支援センターにおいて、アルコール、薬物、ギャンブル依存症の相談対応や研修会、家族教室等による継続的な支援を実施します。【健康課(精神保健)】
- ・心の健康センターを中心とした、こころの健康に関する相談体制等の充実や、市町村や関係機関と連携したひきこもり対策の強化、自殺防止対策の充実、依存症の相談拠点の整備や民間団体の活動支援などによる支援体制を充実します。【健康課(精神保健)】
- ・「性暴力被害ワンストップ支援センターとやま」の運営にあたっては、関係機関との連携の下、相談者のニーズや特性に応じた適切な支援に努めます。【県民生活課】
- ・【新】富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに設置している医療的ケア児等支援センターにおいて、医療的ケアが必要な障害児者及びその家族等からの相談に応じ、情報の提供や助言その他の支援を行うとともに、関係機関等への情報の提供や助言その他の支援を行います。

2 地域生活を支援する障害福祉サービスの充実

障害のある人や子どもが住み慣れた地域で自立し、安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、障害者総合支援法、児童福祉法等に基づき、居宅介護、生活介護、児童発達支援など訪問系サービスや日中活動系サービスの一層の充実に努めるとともに、グループホームなど地域における住まいの場の確保を図ります。

また、障害のある人が増加する一方で、人口の高齢化に合わせ障害のある人の高齢化も進んでいます。また、障害の重度化及び重複化、医療的ケアの必要性も増加しています。さらに、障害のある人を介護している家族の高齢化や「親亡き後」の問題も指摘されています。こうした多様化する障害のある人のニーズに適切に対応していく必要があります。

地域生活支援については、本県では、年齢や障害の有無にかかわらず、高齢者、障害のある人、子どもなど県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会に実現に取り組んできており、このような理念に基づく共生型（富山型）の地域生活支援サービスの充実を促進します。

さらに、障害のある人や子どもを介護する保護者・家族の負担を軽減するため、引き続き家族支援の施策に取り組むとともに、様々な福祉機器の活用や身体障害者補助犬、ヘルプマークなど障害がある人に関するマーク、関係制度に対する理解やその普及促進等を図ります。

加えて、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、盲ろうなどの多様な障害、複合的な障害については、正しい知識の普及や障害の特性に応じた専門的な相談・支援体制の整備を図ります。

(1) 在宅サービス等の充実

① 「共生型」地域生活支援の充実

- ・身近な地域で障害（児）者、高齢者、子ども等を区別なく一緒に福祉サービスを提供する、富山型デイサービス（共生型サービス）をはじめとした地域共生型福祉拠点を整備促進します。
（再掲）【厚生企画課】
- ・地域共生の理念の普及・啓発等により、一般のデイサービス等から富山型デイサービスへの転換を促進します。【厚生企画課】
- ・市町村社会福祉協議会のコミュニティ・ソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）や、介護保険法の地域支援事業における生活支援コーディネーター、生活困窮者対策の相談支援員、障害者の相談支援専門員等の人材を活用した、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施できる包括的支援体制の構築を推進します。【厚生企画課】
- ・民生委員・児童委員や社会福祉協議会と連携したケアネット活動等による地域福祉を推進します。【厚生企画課】
- ・高齢の障害のある人や認知症を発症した障害のある人等が、なじみのある事業所で引き続きサービスを受けることができるよう、共生型サービスの推進に努めます。（再掲）【障害福祉課（自立）】
- ・障害の重度化、障害のある人の高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の状況に応じ、居住支援機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ対応など）に地域支援機能（地域の体制づくりの支援など）を集約・付加した拠点（地域生活支援拠点）若しくはこれらの機能を地域の複数機関が分担して担う面的な体制の整備を推進します。（再掲）【障害福祉課（自立）】

② 在宅サービスの充実

- ・ 障害者が自宅において介護や家事等の日常生活の支援や外出時の介助等の必要な支援を受けつつ、自立した生活を送ることができるよう、また、高齢になっても、強度行動障害があっても、地域で生活できるよう、在宅サービスの提供体制の整備促進に努めます。

【障害福祉課（自立・地域生活）】

- ・ 【新】 障害のある人の高齢化・重度化や親の高齢化が進む中で、親亡き後に備えて安心して生活ができるよう、地域において受け皿となる障害福祉サービスを充実します。【障害福祉課（自立）】
- ・ 障害のある人が地域住民と交流しながら地域で安心して暮らせるよう、障害者支援施設と連携し、その専門的機能を活用し、障害のある人の地域生活を支援します。（再掲）【障害福祉課（自立）】
- ・ 児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の提供など、障害児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう体制の整備を図ります。（一部再掲）【障害福祉課（地域生活）】
- ・ 障害児等療育支援事業により、家庭訪問や外来による療育相談、指導等を行い、市町村と連携しながら、在宅の障害のある人や子どもの地域生活を支援します。（再掲）【障害福祉課（地域生活）】
- ・ 外出のための移動支援、創作的活動や生産活動の機会の提供など、地域生活を支援するために市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて実施する取組に対する支援を推進します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・ 住み慣れた地域で福祉サービスを受けられるよう、高齢者総合福祉支援事業等による在宅福祉事業や施設の相互利用を推進するなど、他制度との連携による効果的な福祉サービスの提供を推進します。【高齢福祉課】
- ・ 訪問看護ステーションの整備を推進し、医療ニーズの高い高齢者や障害のある人の安全で自立した生活を支援します。【高齢福祉課】
- ・ 精神障害のある高齢者やその家族等への支援に資するため、介護保険サービスに関する情報提供を行います。【高齢福祉課】
- ・ 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築していきます。【健康課（精神保健）】
- ・ これまで精神障害者へのサービス提供の機会が少なかった障害福祉サービス事業所、介護サービス事業所等の職員を対象に、精神障害者支援に関する研修を実施し人材育成を行うことで、精神障害者へのサービスの質の向上と、より多くの事業所で精神障害者の受け入れができる体制づくりを進めます。【健康課（精神保健）】
- ・ 医療機関や協力事業所等の関係機関と連携し、社会とのつながり促進事業を実施するなど、精神障害者の社会的自立と社会復帰を支援します。【健康課（精神保健）】
- ・ 福祉の分野においてNPO法人等が行う地域貢献型事業（コミュニティビジネス）に対して融資等の支援をします。【地域産業支援課】
- ・ 【新】 老障家庭など困難な課題を抱える家庭に対して、高齢者支援のヘルパーと障害者支援のヘルパーとの連携、ケアマネジャーと相談支援専門員との連携など、介護分野と障害分野との連携を推進し、包括的な支援に努めます。【障害福祉課（自立）、高齢福祉課】

③ 住居の確保

- ・ 【新】 障害のある人が地域で安心して生活できるよう、自立に向けてグループホームの体験の機

会やショートステイを確保します。【障害福祉課（自立）】

- ・軽度の障害のある人をはじめ、中重度の障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、住まいの場であるグループホームの整備を支援します。

【障害福祉課（自立）】

- ・県では、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居相談業務等を実施する「居住支援法人」を指定しており、障害者世帯等の入居に関する相談について、同法人との連携等を図ることにより、適切に対応します。**【建築住宅課】**
- ・公営住宅における障害者世帯の優先入居を推進するとともに、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の有効活用による障害者世帯の居住の安定確保を図ります。（再掲）**【建築住宅課】**
- ・一般財団法人高齢者住宅財団が行う家賃債務保証制度について、引き続き賃貸住宅の経営者等に周知を図ります。**【建築住宅課】**

④ 障害のある人の家族への支援

- ・居宅介護、短期入所、日中一時支援、児童発達支援や放課後等デイサービス、重症心身障害児（者）レスパイトサービス事業などの促進により、在宅の障害のある人や子どもを介護している家族の負担軽減に努めます。**【障害福祉課（地域生活）】**
- ・【新】 養護者からの虐待予防の観点から、家族の負担軽減策の好事例を収集し紹介するなど、養護者支援を充実します。（再掲）【障害福祉課（管理）】
- ・【新】 医療的ケア児に関する短期入所サービスやレスパイトについて、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターや国立病院機構富山病院などの医療機関で入院対応ができるよう病院機能の充実を図ります【医務課】
- ・【新】 関係機関による支援ネットワークの構築や、支援ガイドラインを作成し、若年介護者であるヤングケアラーを支援します。【こども政策課】
- ・放課後児童健全育成事業を実施し、障害のある子どもの放課後等の集団活動の場を確保するなど、保護者の負担軽減のための施策を充実します。**【子育て支援課、障害福祉課（地域生活）】**
- ・障害者団体の活動を支援することにより、家族同士の交流を促進します。**【障害福祉課（地域生活）】**
- ・障害のある人等の家族団体が行う地域との連携を深めるための活動を支援します。**【障害福祉課（地域生活）】**
- ・障害のある子どもの保護者の高齢化を踏まえた社会的支援を促進します。**【障害福祉課（地域生活）】**
- ・発達障害者等の家族その他の関係者が発達障害に対し適切な対応をすることができるよう、研修等の充実を努めます。**【障害福祉課（地域生活）】**
- ・発達障害に関する悩み等を持つ当事者同士や発達障害児者を持つ保護者同士の集まる場を提供します。**【障害福祉課（地域生活）】**
- ・精神障害者家族の負担を軽減するための各種サービス（短期入所、日中一時支援）を促進します。**【健康課（精神保健）】**
- ・精神障害者家族の交流や相談のための事業を推進します。（再掲）**【健康課（精神保健）】**
- ・在宅難病患者一時入院事業（レスパイト入院事業）の実施や相談体制の充実を図ることにより、難病患者家族の支援に努めます。**【健康課（疾病・難病）】**

⑤ 福祉機器・各種障害関係制度の普及促進等

- ・とやま介護テクノロジー普及・推進センターにおける、介護テクノロジーの相談対応、展示・体験事業の実施、介護施設職員や一般県民を対象とした各種研修と導入検討施設への伴走支援の実施、先進事例の紹介等による介護テクノロジーの普及啓発及び活用を促進します。【厚生企画課】
- ・障害基礎年金等の公的年金制度、特別障害者手当等の各種手当制度、富山県心身障害者扶養共済制度の周知に努めます。【障害福祉課（管理）】
- ・税制面の各種減免措置、生活福祉資金の貸付制度等の周知に努めます。【厚生企画課、障害福祉課（管理）】
- ・市町村が実施する補装具や日常生活用具の円滑な給付のため、市町村間の連絡調整や情報提供など必要な支援を行います。【障害福祉課（地域）】
- ・在宅重度障害者住宅改善事業により、障害のある人の住宅の設備、構造等の改善を支援します。（一部再掲）【障害福祉課（管理）】
- ・身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の導入を支援するとともに、身体障害者補助犬を使用する身体障害者が施設等の利用を拒まれることがないよう、補助犬についての県民の理解の促進に努めます。（再掲）。【障害福祉課（地域生活）】

(2) 障害特性等への対応

① 発達障害

- ・医療、保健、福祉、教育、保育の関係機関等との連携のもと、発達の段階で行動等の特徴が現れる時期に適切に発見し、子どもの特性に応じた切れ目のない支援に努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・市町村とともに乳幼児健診や発達相談等の充実に努め、関係機関と連携しながら早期療育につなげます。また、保健師等への研修を行うなど、早期発見、療育支援技術向上に努めます。【子育て支援課（切れ目のない子育て支援担当）】
- ・児童相談所において、言語障害や情緒障害を有する児童の言語や情緒面の相談を受け、保護者が安心して子育てができるよう、必要な助言をします。【こども未来課、障害福祉課（地域生活）】
- ・保育に特別な配慮を必要とする児童に対して、保育士等が適切に対応できるよう、保育所等への専門家の派遣や専門性の向上を図る研修等を行います。【子育て支援課（保育・認定こども園担当）】
- ・発達障害者支援法に基づき設置した発達障害者支援地域協議会における関係機関との協議等を通じて、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない一貫した支援体制のさらなる整備を図ります。【障害福祉課（地域生活）】
- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、児童精神科医療の充実に努めます。また、地域のかかりつけの小児科医等の発達障害への対応力の向上を図ります。【障害福祉課（地域生活）】
- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに設置している発達障害者支援センターにおいて、発達障害者等及びその家族その他の関係者が、可能な限り身近な地域で必要な支援を受けられるよう、きめ細かな相談や情報提供、助言等を行うとともに、発達障害に関する普及啓発や人材育成の充実に努めます。（再掲）【障害福祉課（地域生活）】
- ・発達障害者支援センターに発達障害者地域支援マネージャーを配置し、市町村や事業所等に対して相談や助言等を行います。【障害福祉課（地域生活）】
- ・発達障害を含む障害のある幼児児童生徒について、教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機

関の連携を図り、学校内における支援体制を充実します。【県立学校課】

- ・ 県総合教育センターに設置された専門家チームや、巡回指導員、特別支援学校のセンター的機能等により、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への望ましい対応等を示し、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を支援します。【県立学校課】
- ・ サービス事業所の従業者の発達障害への対応力の向上を図ります。【障害福祉課（地域生活）】
- ・ **【新】子どものこころの診療を専門とする小児科医・児童精神科医の育成に努めます。【医務課】**
- ・ **【新】地域かかりつけ医による診療やプライマリケアの知識、療育への適切な移行支援などへの対応力を高める研修会や、医療・保健・福祉・教育等支援に係る多職種連携を推進する研修会を開催するなど、人材育成や連携体制の構築に努めます。【障害福祉課（地域生活）】**

② 高次脳機能障害

- ・ 富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに設置している富山県高次脳機能障害支援センターにおいて、次の取組みを行います。（一部再掲）【障害福祉課】
 - ・ 相談支援や普及啓発のほか、関係職員等を対象とした研修会、調査・研究などを実施します。
 - ・ 利用者や入院患者とその家族を対象とした家族教室、ピアサポート事業実施します。
 - ・ 医療・福祉など関係機関が連携して高次脳機能障害児者の地域生活を支援するためのネットワークの構築に努めます。
 - ・ 就労支援・就学支援のほか、グループ訓練などの医学的リハビリテーション、作業療法士による生活版ジョブコーチなど、高次脳機能障害児者の社会復帰や社会参加を支援します。

③ 難病

- ・ 難病患者に対し、障害福祉サービスの制度やその利用について普及啓発に努めます。【障害福祉課（自立）】
- ・ 難病診療連携拠点病院や協力病院を中心とした入院施設の確保など難病医療提供体制の整備を図ります。【健康課（疾病・難病）】
- ・ 難病患者の在宅における療養生活等を支援するため、難病対策地域協議会を設置し、関係機関との連携強化に努め、よりよい療養支援体制を推進します。【健康課（疾病・難病）】
- ・ 厚生センターにおいて、難病患者のための医療相談、訪問相談、療養相談会、患者及び家族の交流会を実施するとともに、難病ボランティアの養成を推進します。また、地域難病ケア連絡協議会の開催など保健、医療、福祉の連携を強化します。（再掲）【健康課（疾病・難病）】
- ・ 難病相談・支援センターにおいて、療養等各種相談、専門医による相談会・講演会、患者及び家族の交流会、ピアサポーターの養成・相談、就労支援等を実施します。（再掲）【健康課（疾病・難病）】

④ その他の障害

- ・ 多様な障害、複合的な障害について、正しい知識の普及や障害の特性に応じた専門的な相談・支援体制の整備を図ります。【障害福祉課（管理）】

3 障害者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用

これまで、施設に入所している障害のある人の地域生活への移行を支援するとともに、グループホームなど地域生活を支援するサービスの整備に努めてきたことから、県内の施設入所者数は減少してきています。これからも、地域生活を希望する障害のある人が、地域で安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、相談支援体制をはじめ、障害福祉サービス、ボランティア活動の充実を図っていく必要があります。

その一方、入所施設については、入所の継続や新たな入所が必要な障害のある人や障害のある子どもが適切なサービスを利用することができるよう、一定の入所定員の維持を図る必要があります。同時に、多種・多様な専門性を有する地域の資源として、専門的機能を他機関と連携・協働して障害のある人や子ども及びその家族を支援し、緊急時や災害時をはじめとして安全で安心な地域生活の継続・向上をはかるための包括的なケアの一翼を担うことが期待されます。

さらに、多くの人たちが入所施設で生活していることを鑑み、入所者の生活を支援する職員の確保や質の向上に努めるとともに、国の検討状況なども踏まえ、障害のある人の高齢化や重度化・重複化に応じた施設機能の在り方を引き続き検討します。

(1) 施設整備の基本的な考え方

- ・施設入所者の生活の質（QOL）の向上やプライバシーの確保を図るため、施設の重度化・高齢化対応、個室化を推進するとともに、地域移行の受け皿となるグループホームやショートステイ等の整備に必要な支援をしてきます。【障害福祉課（自立）】
- ・障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、日中活動の場（生活介護事業、就労継続支援事業、地域活動支援センター等）と、住まいの場（グループホーム）について、バランスに配慮しつつ計画的に整備を促進します。【障害福祉課（自立）】

(2) 施設機能の充実と地域生活支援への活用

- ・施設利用者の利便性の向上を図るため、介護機器など福祉用具の導入により施設機能の向上に努めます。【障害福祉課（自立）】
- ・【新】職員の生産性の向上を図るため、ICT 機器や介護ロボットの導入に対し支援します。【障害福祉課（自立）】
- ・施設入所者の高齢化や障害の重度化・重複化に対し、地域移行の体制整備の方策の検討もしながら、本県の状況にふさわしい国の検討事項等を踏まえ、施設機能の在り方等について引き続き検討します。【障害福祉課（自立）】
- ・障害の重度化、障害のある人の高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の状況に応じ、居住支援機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ対応など）に地域支援機能（地域の体制づくりの支援など）を集約・付加した拠点（地域生活支援拠点）若しくはこれらの機能を地域の複数機関が分担して担う面的な体制の整備を推進します。【障害福祉課（自立）】
- ・【新】地域生活支援拠点等については、コーディネーターや担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築による機能の充実を進め、また、強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るために、支援ニーズを把握や地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。【障害福祉課（自立）】
- ・障害のある人が地域住民と交流しながら地域で安心して暮らせるよう、障害者支援施設と連携し、その専門的機能を活用し、障害のある人の地域生活を支援します。【障害福祉課（自立）】

- ・ 高齢の障害のある人や認知症を発症した障害のある人等が、なじみのある事業所で引き続きサービスを受けることができるよう、共生型サービスの推進に努めます。【障害福祉課（自立）】

4 質の高い障害福祉サービスの提供

障害福祉ニーズの多様化に対応し、障害のある人や子どもに質の高い障害福祉サービスを提供するには、サービス提供事業者や施設がサービスを多様化させ、質の向上に努めるとともに、サービスを支える人材の養成・確保や資質の向上を図る必要があります。

このため、事業者の業務管理体制の監督体制、障害福祉サービス等の情報公開制度への対応、サービス提供事業者等によるサービスの自己評価や第三者評価機関等による客観的なサービス評価を実施します。また、障害のある人や障害のある子どもに対する処遇が適切になされるよう、サービスに対する苦情解決体制の十分な活用を図ります。

障害の特性や複合的な悩みに応じたきめ細かなサービスが提供できる障害福祉サービスを支える人材の確保を図るほか、専門性を高める研修の充実に努めます。

また、障害のある人の地域における生活を支援し、安心して日常生活や社会生活を送れるよう、手話通訳、点訳、要約筆記等の専門的な知識や技術を有する人材の確保・養成、コミュニケーション支援に努めます。

(1) 障害福祉サービスの質の向上

① 施設運営の適正化

- ・市町村や指定事業者等に対して、研修や指導監査を実施します。【障害福祉課（自立）】
- ・障害福祉サービスに関するニーズの把握に努めるとともに、利用するサービスを選択しやすいよう、適切な情報提供に努めます。【障害福祉課（自立）】
- ・障害福祉サービス等の利用状況を把握し、真に必要なとするサービスが提供できているのか検証を行うなど、サービスの質を向上させるための取り組み体制を構築していきます。【障害福祉課（自立）】
- ・【新】障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための協議の場を設置するなど、円滑な移行調整に努めます。【障害福祉課（地域）】
- ・個人情報の適切な管理や事業所でのプライバシーの保護を推進します。【障害福祉課（自立）】
- ・【新】専門職員の養成研修などによる意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、必要な意思決定の支援が行われることを推進します。【障害福祉課（自立）】
- ・【新】障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置や従事者への虐待防止のための研修の実施、虐待防止責任者の設置の徹底など、虐待の早期発見や防止に向けた取り組みを推進します。（再掲）【障害福祉課（自立）】

② 苦情解決機能の充実

- ・施設等における苦情解決体制の充実により、サービスの質の向上を促進します。【障害福祉課（自立）】
- ・判断能力が十分でない人に対する福祉サービスの利用援助や、福祉サービスに関する苦情解決など、利用者の意向、適性、障害の特性に配慮したサービス提供体制の充実に努めます。（再掲）【障害福祉課（自立）】

③ 第三者評価の実施促進

- ・サービス提供事業者等の自己評価の実施を促進するとともに、第三者による客観的な評価を実

施するほか、第三者評価機関の調査者研修や評価結果の公表に取り組むなど、サービスの質の向上を図ります。【厚生企画課】

(2) 障害福祉人材の育成・確保・定着

① 障害福祉人材の養成確保

- ・障害のある高齢者等のケアマネジメントを含め、ケアマネジャーの知識・技術等能力及び資質の向上のための研修を実施します。【高齢福祉課】
- ・視覚障害者のコミュニケーションを支援する点訳奉仕員や朗読奉仕員を養成します。(再掲)【障害福祉課（地域生活）】
- ・聴覚障害者の意思伝達を円滑にする手話通訳者や、手話取得の困難な中途失聴者や難聴者の意思伝達手段である要約筆記を行う要約筆記者を養成します。(再掲)【障害福祉課（地域生活）】
- ・盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。(再掲)【障害福祉課（地域生活）】
- ・強度行動障害のある者の特性に応じ、一貫性を持った支援を行うことができる人材を養成します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・海外からの希望のあった研修員に対し、障害福祉に関する知識やサービスの習得のための研修の機会を提供することによって、友好提携先等における福祉人材の養成を支援します。【国際課】
- ・【新】老障家庭や認知症など複合的な課題に対応できるよう、高齢者支援のヘルパーと障害者支援のヘルパーとの連携や双方のスキルアップ、ケアマネジャーと相談支援専門員との連携など、介護分野と障害分野における人材の知識・スキルの向上、資質向上を図ります。【高齢福祉課、障害福祉課（地域生活）】

② 施設等従事者の研修

- ・富山県社会福祉協議会において社会福祉事業への従事を希望する者への就業情報等を提供するとともに、社会福祉事業経営者等に対する研修等を行い福祉人材の確保の支援に努めます。【厚生企画課】
- ・障害福祉サービス事業所等において、利用者に対する一連のサービス提供のプロセスを管理するサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者の基礎研修、実践研修、更新研修等を実施します。【障害福祉課（自立）】
- ・相談支援業務に従事する者の資質の向上と新規従事者の養成を図り、障害者等の意向に基づく地域生活を実現するための技術の習得を目指し、相談支援従事者研修を実施します。【障害福祉課（自立）】
- ・障害のある人に対し適切なサービスが提供できるよう、障害の特性等を理解した居宅介護従業者（ホームヘルパー）を養成するための研修の充実に努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・同行援護等のサービス提供体制を強化するため、従業者養成研修の充実に努めます。(再掲)【障害福祉課（地域生活）】
- ・介護職員等が安全で適切にたんの吸引等を行うことができるよう、研修の受講を促します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・地域で生活する重症心身障害児者の支援のため、医療的ケア児等を含む重症心身障害児（者）に対応できる生活介護事業所等の職員を養成します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・障害支援区分に基づく支給決定事務が客観的かつ公平・公正に実施されるよう、認定調査員等に関する研修を実施します。【障害福祉課（自立）】
- ・障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応を図るために必要な人材を育成します。(一部再

掲)【障害福祉課（管理）】

- ・これまで精神障害者へのサービス提供の機会が少なかった障害福祉サービス事業所、介護サービス事業所等の職員を対象に、精神障害者支援に関する研修を実施し人材育成を行うことで、精神障害者へのサービスの質の向上と、より多くの事業所で精神障害者の受け入れができる体制づくりを進めます。(再掲)【健康課（精神保健）】

③「とやま福祉人材確保・応援プロジェクト」の推進

- ・富山県福祉人材確保対策会議を中心として、福祉人材確保に関するより効果的な方策を検討します。【厚生企画課】

ア 若者等への介護・福祉の魅力のPRや多様な人材の参入促進

- ・「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」による福祉職場体験や中高生への出前講座、高校生を対象としたインターンシップ等により、小中高校や介護福祉士養成校、福祉施設等と連携した若者の福祉分野への参入を促進します。【厚生企画課】
- ・「介護の日」キャンペーンイベントの開催、SNS広告などによる介護の魅力のPRに努めます。【厚生企画課】

イ 介護・福祉サービスを担う人材の教育・養成の推進

- ・介護福祉士、社会福祉士の資格取得を目指す学生に対して修学資金の貸与を行うなど、専門的職員の養成・確保に努めます。【厚生企画課】
- ・介護職員の専門性を高める研修の実施や研修参加時の代替職員雇用への支援など、職員の資質向上を推進します。【厚生企画課】
- ・県内介護福祉士養成校における介護福祉士等の育成を支援します。【厚生企画課】
- ・介護を学ぶ外国人の日本語学習や介護福祉士資格取得等に対して関係団体と連携して支援します。【厚生企画課】

ウ 就業・相談支援

- ・富山県福祉人材センター等における無料職業紹介、相談、情報提供等の就業援助やハローワークとの連携促進について支援します。【厚生企画課】
- ・潜在的な介護人材の掘り起こしや富山県福祉人材センターにおけるマッチング強化、福祉職場説明会の開催等により、就業を支援します。【厚生企画課】
- ・離職介護職員の再就職時の必要な費用の貸付などにより再就職を促進します。【高齢福祉課】

エ 処遇・職場環境の改善等による職場定着（離職防止）支援

- ・施設職員への研修や処遇向上により、離職を防ぎ、職場への定着を図ります。【厚生企画課】
- ・雇用環境向上に取り組む事業所の表彰などによる職場環境の改善を推進します。【厚生企画課】
- ・介護職場でがんばっている中堅職員の表彰や新任職員の合同入所式等により、職員の職場定着を支援します。【厚生企画課】
- ・新任職員などの相談にのったり実践的な指導ができる中堅リーダーの養成を支援します。【厚生企画課】
- ・介護ロボット・ICTや福祉用具等を活用した介護職員等の腰痛予防など、身体的負担軽減による離職防止を支援します。【厚生企画課】
- ・社会福祉法人の理事長や社会福祉施設の施設長に対する経営管理研修等を実施します。【厚生企画課】

IV 個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実

障害のある子ども一人一人の自立と社会参加の実現を目指し、個別の教育的ニーズに応じた切れ目のない一貫した教育や療育を行います。また、障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営み、適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう雇用・就労の促進に取り組むとともに、自らの可能性を追求し、豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて、学習活動、スポーツや芸術・文化等に親しむ機会の充実に努めます。

1 障害のある子どもの教育・育成の充実

障害のある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、子ども一人ひとりの自立と社会参加を実現するためには、家庭や地域、専門家や支援団体等のほか、教育・保健・医療・福祉・労働等の各分野が連携し、個別の教育的ニーズや障害の特性に応じたきめ細かな支援を、乳幼児期から成人期まで切れ目なく一貫して行うことが重要です。

そのため、個別の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を提供し、引き継いでいくための多様で柔軟な仕組みの整備に努めます。また、共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システムの理念に基づき、合理的配慮の提供等の充実に努めるなど、特別支援教育を着実に進めます。

(1) インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進

- ・【新】共生社会の理念や子供の教育を受ける権利、共生社会の実現に向けた特別支援教育や連続性のある多様な学びの場の理解に関する資料の作成やフォーラムの開催等により、広く社会全体への理解啓発を推進します。【県立学校課】
- ・障害の有無によって分け隔てられることなく、県民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、本人・保護者に対する十分な情報提供の下、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図った上で就学先が決定できるよう、市町村教育委員会を支援します。【県立学校課】
- ・【新】インクルーシブ教育推進員を配置し、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの理念に基づき、障害のある子どもと障害のない子どもが地域の学校で共に学び合えるようになるための環境の整備を支援します。【県立学校課】
- ・専門家等の指導助言により、一人一人の教育的ニーズに応じた質の高い合理的配慮を提供できるよう努めます。【県立学校課】
- ・特別な教育的ニーズのある子どもに、適切な指導を提供できるよう、通常の学級、~~通級~~による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」を提供し、**研修や情報交換を通して**それぞれの充実に努めます。【県立学校課】
- ・特別支援教育に関する校内委員会の充実に努めるとともに、一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うために「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成・活用し、校種間の連携を推進します。【県立学校課】
- ・小・中学・高等学校等における発達障害を含む障害のある児童生徒への理解啓発を図るとともに、巡回指導員等による小・中学・高等学校等の教員への研修を行い、校内の支援体制を整備

No. 5

- します。【県立学校課】
- ・幼・小・中学校に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の学校（園）生活を支援するため、市町村が配置するスタディ・メイト（特別支援教育支援員）の養成・資質向上を支援します。【県立学校課】
 - ・特別支援学校における理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門家を活用した研修による専門性の向上や地域の小・中学校等に対するセンター的機能の充実に努めます。【県立学校課】
 - ・特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒の教育の充実に努めるため、看護職員を配置して医療的ケアを実施します。【県立学校課】
 - ・【新】安全に安心して医療的ケアが実施できるよう、特別支援学校の看護職員や養護教諭等を対象とした医療的ケアの研修会の実施や、専門的な知識を有する医療的ケア指導医及び指導看護師を医療的ケア指導チームスタッフとして特別支援学校に派遣するなど、医療的ケア実施体制の充実に努めます。【県立学校課】
 - ・障害のある子どもと、障害のない子どもや地域の人々が、計画的な交流及び共同学習を行うなど、互いの違いを認め合い、尊重し合う心を育てるなど、心のバリアフリーの教育を推進します。（再掲）【県立学校課】
 - ・手話を必要とする幼児児童生徒が手話による教育を受けられるよう、手話の学習の機会を提供するとともに、教職員の手話に関する技術向上に努めます。（再掲）【県立学校課】
 - ・幼・小・中・高等学校等の学校において、手話に対する理解を深めるよう努めます。（再掲）【県立学校課】
 - ・教育職員免許法認定講習の実施等により、特別支援学校における教員の特別支援学校教諭免許状の保有率向上を図るなど、特別支援教育担当教員の指導力の向上と専門性を高めるため取り組みを推進します。【教職員課、県立学校課】
 - ・障害のある幼児児童生徒の就学のために必要な諸経費を支援します。【小中学校課、学術振興課】
 - ・高等教育機関（大学・短大等）に通学する障害のある人が適切に教育を受けることができるよう必要な支援に努めます。【学術振興課】
 - ・卒業後の職業的自立のため、特別支援学校における職業教育を充実するとともに、事業所や公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等との連携を強化します。【県立学校課】
 - ・教育内容の充実のため、教材やICT機器の整備を図るとともに、VRやロボット等の最先端のICT機器を活用した効果的な授業を推進します。【県立学校課】
 - ・「富山県学校施設長寿命化計画」に基づき、バリアフリー化等も含め、県立学校の改修等を順次実施します。【教育企画課】
 - ・遠距離通学や障害のため通学が困難な児童生徒の通学の便及び安全確保のため、特別支援学校の通学用バスの運行や介助員配置など通学環境の充実に努めます。【県立学校課】

(2) 一貫した教育相談体制の充実と生涯学習の推進

① 就学前からの教育支援体制の充実

- ・障害のある幼児児童生徒に最もふさわしい教育を推進するため、就学相談や教育相談体制を充実します。【県立学校課】
- ・障害のある幼児児童生徒や保護者に最も適切な教育機関・教育内容に関する情報を提供するため、特別支援学校等において学校見学会や就学についての相談等を実施します。【県立学校課】
- ・総合教育センター教育相談部を中心とした特別支援教育の相談機能・体制を充実します。【県立

学校課】

② 生涯学習の推進

- ・各種教養講座、講演会等について、点字広報、声の広報等により開催情報を提供するとともに、開催会場のバリアフリー化に努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・各種講演会等へ手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を推進し、聴覚障害者及び盲ろう者の学習活動を支援します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・点字図書、朗読図書及び字幕（手話）入りビデオライブラリーの提供サービスを充実します。（再掲）【障害福祉課（地域生活）】
- ・障害のある人の図書の利用を促進するため、地元の図書館を通じて他の公立図書館等の図書を利用できるサービスや図書の郵送貸出制度の普及を図ります。【生涯学習・文化財室】

(3) 地域療育体制の整備

① 就学前からの支援体制の充実

- ・児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援及び障害者総合支援法に基づく居宅介護、短期入所、日中一時支援、日常生活用具等の提供など、障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられるよう体制の整備を図ります。【障害福祉課（地域生活）】
- ・児童発達支援センターにおいて、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ります。【障害福祉課（地域生活）】
- ・乳幼児期からの各種健康診査、訪問指導、育児相談等を充実するとともに、県教育委員会、子育て支援担当部局との緊密な連携はもとより、厚生センター、市町村、児童相談所、発達障害者支援センター、保育所、障害児施設及び医療機関の連携を強化し、障害のある子どもやその保護者に対する早期からの継続的な療育支援体制や相談支援体制の充実に努めます。【障害福祉課（地域生活）、子育て支援課（切れ目ない子育て支援担当）、健康課（母子・歯科）】
- ・地域の幼稚園・保育所が受け入れ可能な障害のある子どもの入園・入所を支援するとともに、職員に対する研修を実施します。【障害福祉課（地域生活）、子育て支援課（保育・認定こども園担当）】
- ・障害児等療育支援事業により、家庭訪問や外来による療育相談、指導等を行い、市町村と連携しながら、在宅の障害のある人や子どもの地域生活を支援します。（再掲）【障害福祉課（地域生活）】
- ・在宅重症心身障害児者の家庭への訪問指導や訪問診査を行うとともに、児童相談所等において療育等各種相談、情報提供を行います。【障害福祉課（地域生活）】
- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに設置している医療的ケア児等支援センターにおいて、医療的ケアが必要な障害児者及びその家族等からの相談に応じ、情報の提供や助言を行うほか、医療的ケア児等支援コーディネーターをはじめとした支援人材の育成、市町村が行う支援体制整備の後方支援を行います。【障害福祉課（地域生活）】
- ・地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に努めます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・【新】保育所等における医療的ケア児受入れのための体制整備への必要な支援をするとともに、

医療的ケア児の保育所等での対応についての理解を深めるための研修を実施します。【子育て支援課】

No. 6

・【新】聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるよう、中核的機能を果たす体制整備を検討すると進めるとともに、新生児聴覚検査から治療、療育、教育、就労に至るまで、ライフステージに応じて適切な支援を行うため、保健、医療、福祉、教育、行政等の関係機関のに繋げる連携体制の構築に向けた取組みを推進します。【障害福祉課（地域生活）】

・障害者総合支援法の対象とならない軽度・中等度難聴児を対象に、補聴器の購入費に対して補助することにより、補聴器の装用を促し、言語の習得や社会性の向上を図ります。【障害福祉課（地域生活）】

② 福祉施設等における療育機能の充実

・施設職員等関係職員に対し専門研修の実施や療育等に関する情報提供等を行い、職員の資質の向上を図ります。【障害福祉課（地域生活）】

・地域で生活する重症心身障害児者の支援のため、医療的ケア児等を含む重症心身障害児者に対応できる生活介護事業所等の職員を養成します。（再掲）【障害福祉課（地域生活）】

・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、他職種との連携によるチーム医療体制により重症児等への対応力を強化するとともに、短期入所や通所サービスなど、重症児の在宅支援機能を強化します。【障害福祉課（管理・地域生活）】

・身近な地域で必要な支援を受けられるよう、医療的ケアの必要な重症心身障害児者等の受入施設への支援を行います。【障害福祉課（地域生活）】

・障害児入所施設において、専門的機能や地域支援機能の強化を図ります。【障害福祉課（地域生活）】

・障害児通所支援事業所及び障害児入所施設において、障害のある子どもに対し質の高い専門的な発達支援を行う施設として、支援の質の向上と支援内容の適正化を図ります。【障害福祉課（地域生活）】

2 雇用・就労の促進

障害のある人が、経済的に自立し地域で質の高い生活を営むためには、就労する（働く）ことが重要であり、社会活動への参加や自己実現にもつながります。働く意欲のある障害のある人が、その適性に応じて能力を発揮することができるよう、雇用・就労の促進のための支援が必要です。

本県では、雇用障害者数は年々増加しており、障害のある人の法定雇用率を達成している企業の割合は全国平均を上回っているものの、未だ4割以上の企業が法定雇用率を達成していません。

また、令和6年4月以降、段階的に法定雇用率の引上げと、雇用義務の対象となる企業の規模の引下げを踏まえ、多くの障害のある人が企業等に就職し、職場に定着できるよう、国（富山労働局、各ハローワーク）をはじめとする関係機関との連携により、事業主等の障害者雇用に対する理解を深め、障害のある人の就業機会の拡大や職場定着への支援を促進します。

また、企業等に雇用されることが困難な障害のある人の一般就労が困難な障害者に対する支援の充実と、多様な就労の場の確保等による工賃水準の向上に取り組みます。

(1) 障害者の雇用促進、就労支援

① 職業能力の開発

- ・職業能力開発校（県技術専門学院）において、障害のある人が職業訓練を受講しやすい環境づくりに努めるとともに、民間の企業等を活用した障害のある人の態様に応じた多様な委託訓練を実施するなど、職業能力開発における機会の拡充を図ります。【労働政策課】
- ・富山県障害者技能競技大会の開催を支援し、技能労働者として社会に参加する自信と誇りを持ってもらえるよう、障害のある人に対する社会の理解と認識を高め、雇用の促進と地位の向上に努めます。【労働政策課】
- ・障害のある人の職業能力の向上を図るとともに、その雇用の促進を図るため、全国障害者技能競技大会（アビリンピック）への参加を奨励するとともに、上位入賞者に対する表彰を行います。【労働政策課】
- ・国の障害者人材開発促進旬間（11月上旬）に、報道機関等と連携し、障害のある人に対する職業訓練等の紹介を行い、障害のある人の職業能力開発の啓発を促進します。【労働政策課】

② 雇用の促進

No. 7

- ・障害者雇用促進法に基づく法定雇用率を遵守し、県及び教育委員会、警察本部における障害者雇用を積極的に進めるとともに、障害のある人がその能力を十分発揮できる場の創出や、国から示される指針等に基づき、障害の内容や程度障害のある人からの申し出に応じた合理的配慮の適切な提供・実施に努めます。【人事課、教職員課、県警本部（警務課）】
- ・障害者雇用促進法で規定された、雇用分野における障害のある人に対する差別禁止及び障害のある人が職場で働くに当たっての環境を改善するための措置（相談体制の整備及び合理的配慮の提供義務）について、企業の理解が促進されるよう民間コーディネーターの派遣による労務担当者への個別支援、障害者雇用セミナーの実施により、周知を図ります。（再掲）【労働政策課】
- ・身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病など、それぞれの障害特性に応じた就労支援をきめ細かく実施するため、障害のある人の就労支援機関や医療機関、富山県発達障害者支援センター、富山県難病相談・支援センターなどとの連携を強化し、定着支援を強化するなど就労支援の実施による障害のある人の雇用率を引き上げます。【健康課、労働政策課】

- ・ヤングジョブとやまにコーディネーターを配置し、障害のある学生に対し、インターンシップ体験や短期の職場実習を実施し、就職を支援します。【労働政策課】
- ・障害のある人と企業の交流会の実施などネットワーク形成による就労を支援します。【労働政策課】
- ・県が配置する障害者雇用推進員の企業訪問により、国や県の障害者雇用施策等を周知するとともに、収集した障害者雇用の好事例をホームページ等で提供します。【労働政策課】
- ・障害のある人の能力や障害の特性に応じた多様な雇用・就業形態がとれるよう、短時間勤務やITの活用などによる在宅勤務等について事業主の理解の促進に努めます。【労働政策課】
- ・障害者雇用の大きな受け皿となり得る特例子会社制度の積極的な周知・啓発を図ります。【労働政策課】
- ・一般就労への移行を促進するため、障害者就業・生活支援センターを活用し、民間企業等において短期の職場実習を行う「障害者チャレンジトレーニング事業」を推進します。【労働政策課】
- ・障害のある人を一定期間試用雇用（トライアル雇用）する制度を広く周知し、障害のある人の円滑な常用雇用への移行を支援します。【労働政策課】
- ・医療機関や協力事業所等の関係機関と連携し、社会とのつながり促進事業を実施するなど、精神障害者の社会的自立と社会復帰を支援します。（再掲）【健康課（精神保健）】
- ・福祉の分野においてNPO法人等が行う地域貢献型事業（コミュニティビジネス）に対して融資等の支援をします。（再掲）【地域産業支援課】
- ・特別支援学校と事業所や関係機関が連携し、高等部生徒の就業体験を推進し、雇用の促進を図るとともに、特別支援学校就労コーディネーターや障害者就労サポーターの配置による職場開拓や定着支援など、高等特別支援学校等における障害の状態に応じた就労支援の充実を図ります。【県立学校課】
- ・【新】障害のある生徒の就労支援に理解と協力の得られる企業を登録し、様々な情報を提供することで、特別支援学校と企業との連携を推進します。【県立学校課】
- ・特別支援学校の高等部生徒に、社会と仕事に対する理解を深めてもらうため、県庁における職場体験の受入れを実施します。【労働政策課】
- ・9月の「障害者雇用支援月間」に、優良事業所や優秀勤労障害者に対する表彰等を実施するなど、障害者雇用に関する理解を深めるための普及・啓発活動を推進します。【労働政策課】
- ・障害者雇用率が高いなど、障害のある人の雇用に積極的に取り組む企業を県が認証し、その取組み等をホームページで紹介する制度を実施します。【労働政策課】
- ・富山県知的・精神障害者雇用奨励金や障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金、税制上の優遇措置等の周知と活用を促進を図ります。【労働政策課】
- ・【新】障害者雇用を促進するため、雇用ゼロ企業をはじめとした法定雇用率未達成企業に対し、労働局の指導と連携した障害者雇用セミナー等を開催します。【労働政策課】
- ・法定雇用率未達成企業の割合が高い中小企業の経営者等を対象として、障害者雇用に際しての配慮すべき点や、優良企業の事例紹介・見学会等を内容とする障害者雇用セミナーを開催します。【労働政策課】
- ・県の物品等の発注において、障害のある人を多数雇用する事業所や障害者就労施設等に発注するよう努めます。【障害福祉課（自立）】

③ 総合的な就労支援

- ・障害者就業・生活支援センターに障害のある人の職業的自立を支援する専任職員を配置し、個々

の障害の特性に応じた訓練・指導を通じて就業と日常生活の両面から支援します。【労働政策課、障害福祉課（自立）】

- ・障害のある人が職場に円滑に適応し、安定した職業生活を送れるよう、直接職場との調整・助言を行う、ジョブコーチ（職場適応援助者）の活用を推進します。【労働政策課】
- ・職業生活相談員の配置など事業主による職業生活相談体制の整備や、事業所内での「障害者職場定着推進チーム」の設置を促進し、障害のある人の職場定着を図ります。【労働政策課】
- ・障害のある人が解雇されたり離職するときに、就労支援期間が過ぎている場合や、特に、親亡き後に、これまで支援機関とつながりの少ない、軽度の障害者（知的、精神）が退職するときには支援が必要とされるので、支援機関によるフォロー体制の強化を図ります。【労働政策課】

(2) 一般就労が困難な障害者に対する支援の充実

① 就労継続新事業所等の設置促進

- ・就労継続支援事業所等の設置を促進するため、施設整備等に対して支援します。【障害福祉課（自立）】

② 工賃向上の支援

- ・「障害者優先調達推進法」に基づいて調達方針を毎年作成し、政策目的随意契約制度を活用し、障害者就労施設等からの優先的発注に努めます。【障害福祉課（自立）】
- ・「富山県工賃向上支援計画」に基づき、自主製品の創出や経営ノウハウの導入などを支援する事業の実施により、工賃向上に取り組む障害者就労支援事業所を支援します。【障害福祉課（自立）】
- ・【新】農福連携コーディネーターを配置し、農業分野と福祉分野のマッチングを支援することにより、工賃の向上や就労先の充実に努めます。【障害福祉課（自立）】
- ・「ハーティとやま」、「農福連携マルシェ」等のイベントを通じて販売することにより、製品の販路の確保、拡大に努めます。（一部再掲）【障害福祉課（自立）】
- ・富山県社会就労センター協議会（セルフ協）に設置された、企業が必要とする物品・役務の内容に応じて受注可能な事業所へ繋ぐといったコーディネーター的機能を果たす共同窓口等に関する情報について、就労継続支援事業所への提供に努めます。【障害福祉課（自立）】
- ・富山県リハビリテーション・こども支援センターに、障害のある人の就労や県民との交流の場となる飲食スペースを整備し、就労訓練や工賃向上、障害や障害のある方への理解促進に繋がります。【障害福祉課（管理）】

3 社会参加活動の推進

障害のある人がスポーツや芸術・文化活動など様々な社会活動に参加することは、心身の発達や健康の維持増進だけでなく、人生を豊かでうるおいのあるものとし、日々の生活の中に喜びや生きがいを見出すなど、生活の質を高めることにもつながります。また、障害のある人とない人がスポーツや芸術・文化活動において交流することは、障害や障害のある人に対する県民の理解が深まることが期待されます。

このため、障害のある人が日常的にスポーツや芸術・文化に親しみ参加できるよう、障害のある人のスポーツや芸術・文化活動の振興を図るほか、各種生活訓練等を行う社会参加促進事業の推進により、障害のある人の生活能力の向上や生活の幅を広げるよう支援します。

また、文化芸術活動の推進にあたっては、障害者文化芸術推進法の趣旨に基づき、障害者による文化芸術活動の幅広い促進、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化、地域における障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現を基本的な方針として、各種の取組を実施します。

(1) スポーツ活動の振興

- ・関係機関・団体と連携し、障害者スポーツへの理解と認識の拡大を図るとともに、障害のある人もない人も、共に障害者スポーツ体験イベントやスポーツ教室、大会等に参加できる機会の充実に努め、相互理解と交流を促進します。【スポーツ振興課】 修正4
- ・県民の健康づくりを推進するウォーキングイベントや富山マラソン、Enjoy!スポーツとやま、湾岸サイクリングなど、市町村やスポーツ関係団体との連携による年齢や障害の有無等にかかわらず、気軽にスポーツ活動に参加できる機会づくりを推進します。【スポーツ振興課】
- ・子どもや若者、高齢者、障害のある人など幅広い県民が楽しめるスポーツ施設の整備等によるスポーツ環境の充実に努めます。【スポーツ振興課】
- ・福祉施設等の児童、生徒のプロスポーツ観戦を無料招待する事業に対する支援に努めます。【スポーツ振興課】
- ・障害のある人のスポーツ人口の拡大や競技水準の向上を図るため、スポーツに関する情報提供、各種スポーツ教室の実施、用具の貸与等や、富山県障害者スポーツ大会の開催など、障害者スポーツの普及促進に努めます。【スポーツ振興課】 修正5
- ・競技性の高い障害者スポーツにおけるアスリートの育成強化を図るため、全国障害者スポーツ大会等への選手派遣等を奨励し、また、世界水準の選手の国際的なスポーツ大会への参加を支援します。【スポーツ振興課】
- ・パラスポーツ指導員や障害者スポーツ審判員を養成するとともに、資質の向上を図ります。【スポーツ振興課】
- ・精神障害者レクリエーション大会や精神障害者スポーツ大会の開催について支援します。【健康課（精神保健）】
- ・障害者スポーツクラブやNPO法人等、民間団体が主催する障害のある人のためのスポーツ大会に対して支援します。【スポーツ振興課】
- ・県立体育施設利用料等の障害のある人に対する減免措置制度の周知に努めます。【スポーツ振興課】

(2) 文化芸術活動等の振興

- ・共生社会の実現に向けて、障害者が地域において鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加できるよう、富山県障害者芸術活動支援センター「ばーと◎とやま」において文化芸術に関する相談支援や情報提供、人材育成、発表の機会、住民の参加機会の確保、関係者によるネットワークの構築等を図ります。【障害福祉課（地域）】
- ・【新】より多くの障害者が文化芸術活動を体験できるように鑑賞や発表の機会を確保し、障害への理解を深めます。【障害福祉課（地域）】
- ・【新】特別支援学校や事業所、団体等で障害者が文化芸術活動をしやすい環境づくりを進めます。【障害福祉課（地域）】
- ・【新】県立~~有~~文化施設において、文化芸術を鑑賞しやすい環境づくりのため~~する~~際の情報保障として、手話通訳、筆談マークの設置や音声ガイドの活用等に努めます。を進めます。【文化振興課、障害福祉課（地域）】
- ・障害者施設における芸術文化・レクリエーション活動を推進するとともに、施設が地域における文化芸術・レクリエーション活動の拠点となるよう支援します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・障害者団体による芸術作品展の開催等、障害のある人の主体的な芸術文化活動を支援します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・こころの健康フェスティバルにおいて精神障害者の作品を展示するなど、精神障害者の文化活動の発表の場を提供します。【健康課（精神保健）】
- ・県立施設観覧料等の障害のある人に対する減免措置制度の周知に努めます。【文化振興課】

修正6

(3) 社会参加促進事業等の推進

- ・障害のある人等の生活の質的向上を図るため、歩行訓練講習会、家庭生活教室など、障害特性に応じた、日常生活上必要な生活訓練等に関する各種講習会等を開催します。【障害福祉課（地域生活）】
- ・障害のある人の自立と社会参加を促進するため、スポーツ・レクリエーション教室の開催や文化芸術活動の振興などの社会参加支援に取り組むよう、市町村に働きかけます。【障害福祉課（地域生活）】
- ・身体障害者の自動車運転免許取得を促進するため、県内全ての指定自動車教習所で身体障害者用教習車を用いた教習が可能な体制を整備します。（再掲）【障害福祉課（管理）】

第3編 計画の推進体制

1 障害保健福祉圏域

障害のある人は、市町村ごとの対象者が少なく、障害の種類によっても対応が異なることから、施策によっては、一つの市町村だけでは実施困難なもの、広域的に対応した方が効果的なものがあります。

このため、第4次計画で設定した障害保健福祉圏域と同様に4つの圏域を設定し、地域的に均衡のとれた施設配置や効果的な施策展開を実現するため、障害保健福祉圏域ごとに検討を進めることとします。

ただし、圏域の範囲や機能については、今後必要に応じて見直します。

- ・富山圏域…富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町
- ・高岡圏域…高岡市、射水市、氷見市
- ・新川圏域…魚津市、黒部市、入善町、朝日町
- ・砺波圏域…砺波市、小矢部市、南砺市

(単位：人)

圏域名	総人口	身体障害者	知的障害者	精神障害者
		身体障害者 手帳所持者数	療育手帳 所持者数	精神障害者 保健福祉手帳所持 者数
富山 圏域	484,278	21,651	4,020	4,457
高岡 圏域	292,405	11,920	2,557	2,441
新川 圏域	109,990	5,041	969	787
砺波 圏域	120,440	5,239	1,182	1,025
県計	1,007,113	43,851	8,728	8,710

※総人口は、令和5年9月1日現在（富山県人口移動調査）

※各手帳所持者数、精神障害者の公費負担通院患者数については5年3月31日現在

※精神科病院入院患者数については令和4年6月30日現在（暫定値、病院所在地別のデータ）

2 施策の推進体制

障害者施策は、福祉分野のみならず、保健・医療、生活環境、雇用・就業、教育など幅広い分野にわたることから、関係部局が緊密に連携し総合的に取り組みます。

また、障害のある人やその家族、障害の特性に応じた様々なニーズに応えていくためには、国や市町村、障害者団体、NPO・企業等民間団体など多様な主体が関わり、適切な役割分担のもと、連携・協力を図ります。

特に、障害福祉サービスの実施主体である市町村との連携・協力体制を強化し、協働して障害者福祉の向上に努めます。

(1) 県民の役割

- ・障害のある人は、地域社会の一員として主体的に社会活動に参加するとともに、その人の特性や能力に応じて、自立を目指し、社会に貢献していくことが期待されます。
- ・地域住民は、障害や障害のある人について理解を深め、地域行事等での交流などを通じて、とともに、障害のある人の地域生活への理解と支援に協力することが期待されます。また、NPO・ボランティア活動等に自発的・主体的に参加するなど、共生社会の実現に向けて地域社会における役割を果たすことが期待されます。
- ・NPO・ボランティアは、その特徴である機動性や柔軟性を活かして、地域のニーズに応じて、障害のある人の社会参加の機会づくりなど、地域コミュニティの再生・活性化の担い手となることが期待されます。

(2) 福祉サービス事業者、各種団体、企業の役割

- ・福祉サービス提供事業者は、障害のある人の状況に応じた適切なサービス提供を行うとともに、サービス内容の情報提供やサービスの評価などによる質の向上に努め、利用者の立場に立った質の高いサービスを提供することが求められます。
- ・障害者団体は、障害のある人の障害特性や障害により必要となる援助や配慮などのニーズを把握し、自主的な支援活動や各種周知・啓発活動などを展開することが求められます。また、障害のある人及びその家族同士、地域住民等との交流により、相互理解の促進を図ることが期待されます。
- ・企業は、地域社会を構成する一員として、ボランティア活動などの社会貢献活動の環境づくりや障害者雇用の拡大と職場定着を積極的に進めることなどにより、障害のある人の自立を支援していくことが期待されます。

(3) 行政の役割

- ・市町村は、障害のある人を含む地域住民に最も身近な行政機関として、率先して住民のニーズの把握に努める必要があります。また、障害のある人やその家族等からの様々な相談に応じるとともに、各種サービスの提供を適切に行うなど、地域の実情に応じたきめ細かな施策を計画的に推進し、総合的な支援を住民に提供する役割を担います。
- ・県は、障害者計画等を策定し、県全体の施策の方向性を示すとともに、市町村が求められている役割を確実に発揮できるよう、市町村への技術的・財政的支援、情報提供、広域的な調整のほか、人材育成や専門性の高い相談支援、広域的な対応が必要な事業の実施などの役割を担います。また、市町村と連携し、地域住民や民間事業者等の活動を支援するなど、総合的かつ効率的な施策を展開します。なお、施策の推進にあたっては、真に必要なサービスを持続して提供できるよう、サービスの重点化や効率化に留意し、各種制度や財政措置など必要に応じて国に働きかけていきます。
- ・国は、地方公共団体が必要なサービスを障害のある人に持続して提供できるよう、安定的な制度の構築と運営、財源の確保などの役割を担う必要があります。

3 計画の進行管理

計画の進捗状況等を、障害者団体や学識経験者、市町村の代表等からなる「富山県障害者施策推進協議会」に適宜報告し、その意見を踏まえ計画の適切な進行管理を図ります。

また、障害のある人を取り巻く社会情勢等の変化があったときは、「富山県障害者施策推進協議会」等で意見を聴取するとともに、障害者団体や県民等のニーズを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。